
鎌ヶ谷市景観形成基本計画

-基礎資料編-

(案)

鎌ヶ谷市

目次

1.鎌ヶ谷市の概要と位置付け	1
1-1.鎌ヶ谷市の概要	1
1-2.上位・関連計画	5
2.鎌ヶ谷市における景観形成関連の主な法制度	8
2-1.主な法律に基づく景観形成上の規制等	8
2-2.その他制度に基づく景観形成上の規制等	11
3.鎌ヶ谷市の景観要素別の状況	12
3-1.景観要素の分類	12
3-2.景観要素別の状況	12
(1)自然系要素	12
(2)歴史・文化系要素	27
(3)生活系要素	35
(4)産業系要素	47

1. 鎌ヶ谷市の概要と位置付け

1-1. 鎌ヶ谷市の概要

(1) 市の位置

鎌ヶ谷市は、千葉県の北西部に位置し、都心から25km圏内にある。東は白井市、南は船橋市、西は市川市と松戸市、北は柏市に接しています。

本市の総面積は21.11km² (2,111ha)で、県内50番目(県内54市町村)の広さです。(平成23年9月末現在)



図 鎌ヶ谷市の位置

表 鎌ヶ谷市の位置

市役所の位置	
東経	140°00'03"
北緯	35°46'37"

資料：平成22年版統計かまがや

表 鎌ヶ谷市の大きさ

市域の東西・南北の距離	
東西の距離	約4.97km
南北の距離	約6.60km

資料：平成22年版統計かまがや

(2) 人口

鎌ヶ谷市は、市制施行の昭和46年9月1日に人口44,760人を擁し、その後も堅調な伸びを見せ平成8年には10万人を超え、平成23年9月1日現在で108,070人となっています。

(平成17年国勢調査の結果に毎月の出生・死亡・転入・転出を加減したもの)

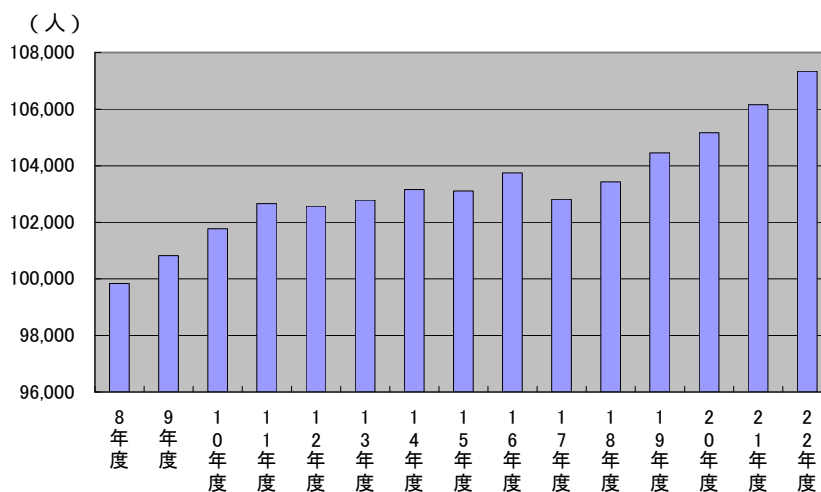


図 鎌ヶ谷市の人口の推移

(3)土地利用

地目別土地利用は、下表に示すとおりの構成です。

特に、宅地、畑等の占める割合が高く、本市が都心のベッドタウンであるとともに、梨の産地であることなどが分かります。

表 土地の地目別面積(平成 22 年 1 月 1 日現在)

	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他	合計
面積(ha)	42	467	726	150	1	6	450	269	2111
割合(%)	1.99	22.12	34.39	7.11	0.05	0.28	21.32	12.74	100.00

資料：平成 22 年版統計かまがや

■都市計画区域

鎌ヶ谷都市計画区域は、本市全域が指定されており、面積は 2,111ha となっています。

■市街化区域と市街化調整区域

鎌ヶ谷都市計画区域は、昭和 44 年の都市計画法施行に伴い、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため定められたものであり、現在、市街化区域は 1,073ha、市街化調整区域は 1,038ha であり、およそ二等分されています。

なお、市街化区域内は用途地域により区分されています。

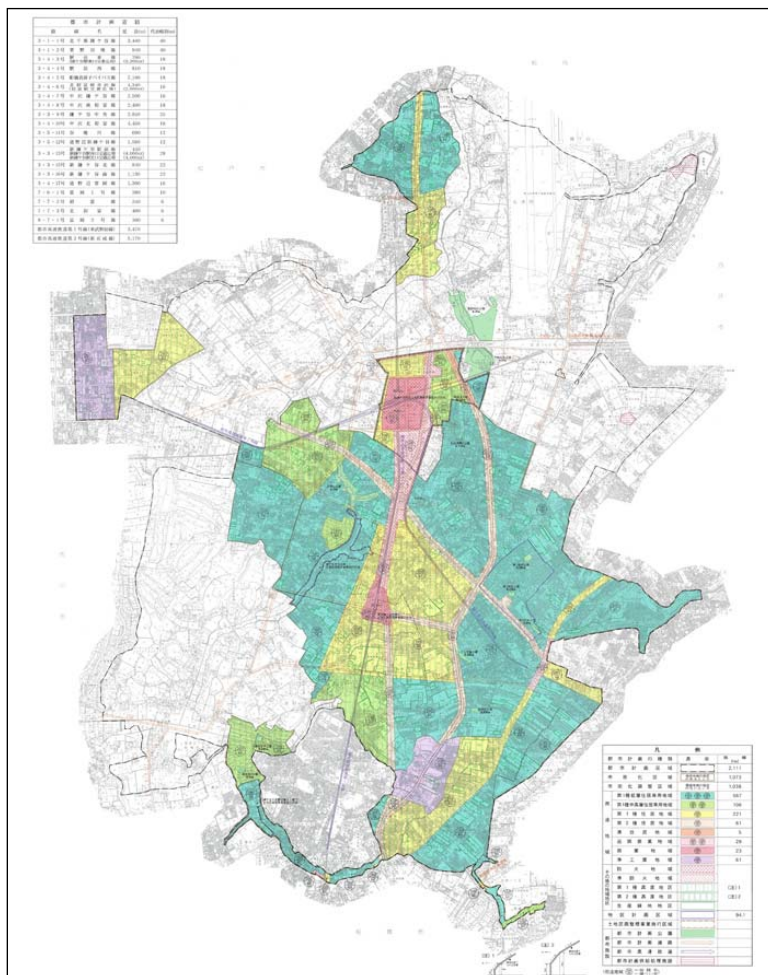


図 市街化区域と市街化調整区域及び用地地域

表 市街化区域と市街化調整区域(平成 13 年 3 月 30 日現在)

区域	面積(ha)
都市計画区域	2,111
市街化区域	1,073
市街化調整区域	1,038

資料：平成 22 年版統計かまがや

■用途地域等

鎌ヶ谷都市計画区域では、現在、市街化区域内に 8 種類の用途地域が指定されています。なお、各々の用途地域における面積等は下表のとおりです。

表 市街化区域内の用途地域面積等(平成 22 年 12 月 1 日現在)

区域		面積(ha)	割合(%)	建ぺい率	容積率	面積(ha)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	567	26.9	30%	50%	16
				50%	100%	367
				60%	150%	184
	第一種中層住居専用地域	106	5.0	60%	150%	3
				60%	200%	103
	第一種住居地域	221	10.5	60%	200%	221
	第二種住居地域	61	2.9	60%	200%	61
	準住居地域	5	0.2	60%	200%	5
	近隣商業地域	29	1.4	80%	200%	2
				80%	300%	27
商業地域	23	1.1	80%	400%	23	
準工業地域	61	2.9	60%	200%	61	
市街化調整区域		1,038	49.2	60%	200%	1,038
合計		2,111	100.0	-	-	2,111

資料：平成 22 年版統計かまがや 等

(4)産業構造

第三次産業従事者が多いことは他都市と同様ですが、第一次産業と第二次産業の従事者(割合)が、県の各従事者(割合：第一次 0.4%、第二次 19.7%)に比較して若干多いことが特徴です。

表 産業(大分類)別 15 歳以上就業者(平成 17 年 10 月 1 日現在)

第一次産業		第二次産業		第三次産業	
項目	従業者(人)	項目	従業者(人)	項目	従業者(人)
農業	1,032	鉱業	4	電気・ガス・水道業	148
林業	2	建設業	4,661	運輸・通信業	5,270
漁業	2	製造業	7,473	卸売・小売業	9,479
小計(割合)	1,036(2.1%)	小計(割合)	12,138(24.9%)	飲食業	2,196
				金融・保険業	1,661
				不動産業	820
				サービス業	14,045
				公務員	1,868
合計				小計(割合)	35,487(72.9%)
					48,661

資料：平成 22 年版統計かまがや

(5) 広域交通網

本市には、東武野田線、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線の鉄道4路線が乗り入れ、新鎌ヶ谷駅、初富駅、東武鎌ヶ谷駅、鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅、また行政界に隣接する六実駅、馬込沢駅を含めて8駅があり、隣接する船橋市や柏市はもちろんのこと、東京都心部や羽田空港、成田空港等へのアクセスが良いです。また、道路は、国道464号をはじめ、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線、船橋我孫子線、市川印西線が、市内外を連絡する役割を担っています。

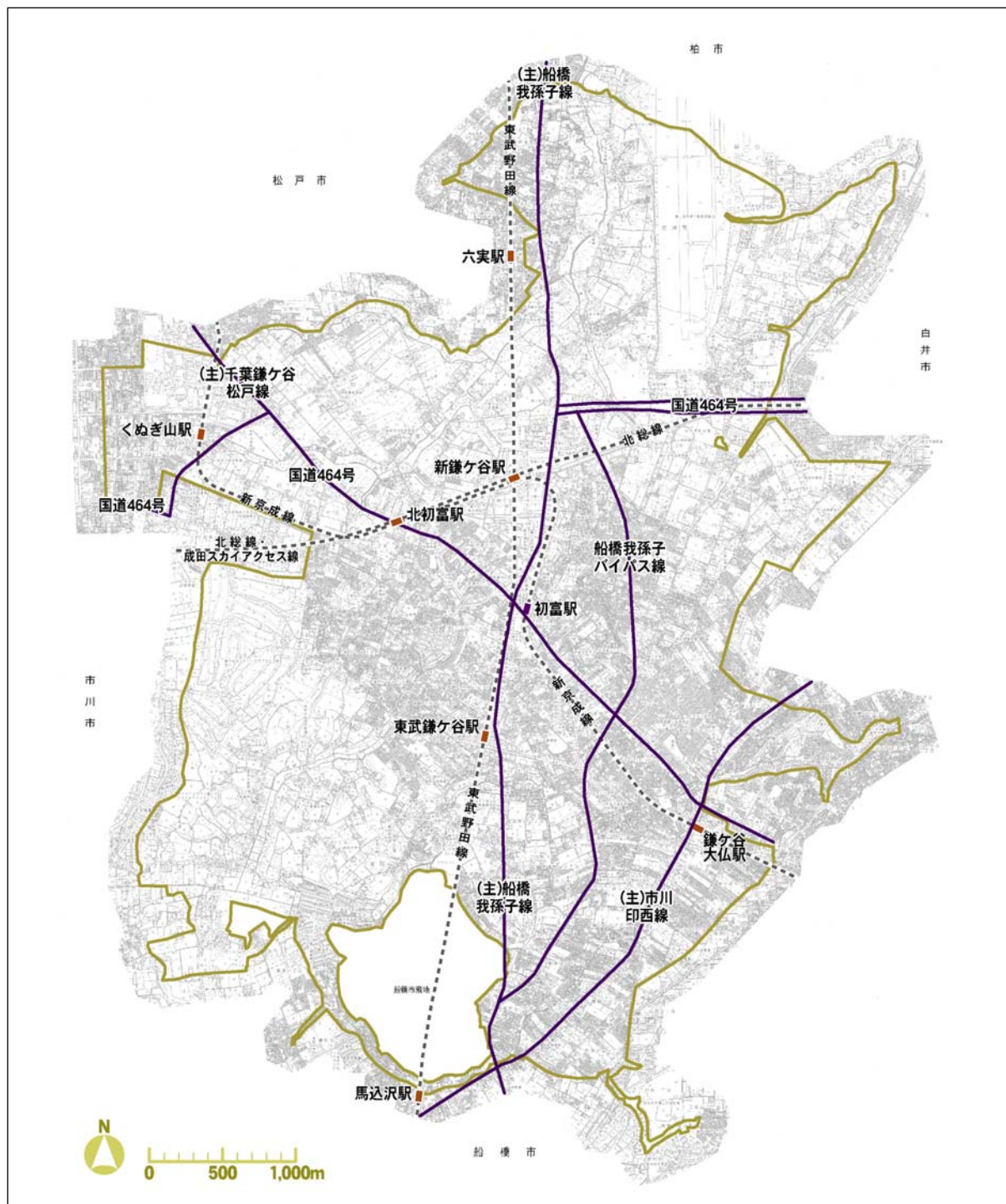


図 都市高速鉄道と主要幹線道路等

1-2.上位・関連計画

鎌ヶ谷市の景観形成を進める上で関連する上位関連計画の概要を示します。

(1)千葉県総合計画（輝け！ちば元気プラン）【平成22年3月】

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。
目指す姿 (基本目標)	<ul style="list-style-type: none"> 「安全で豊かな暮らしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」を基本目標としています。 このうち、『第 項 第 3 節「経済の活性化と交流基盤の整備」3 地域を支える力強い農林水産業』の中で、「(前略)里山を中心とした美しい景観が保全され(後略)」と、示されています。
重点施策のうち、 景観形成に関する 内容(抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 「緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進」の主な取組として「多様な人々の参画による農山漁村の活性化と景観の保全」が示されています。 重点施策「人にやさしく美しいまちづくりの推進」の主な取組として「豊かな河川環境の整備と保全」「県立都市公園の整備と都市の緑の保全・創出」「良好な景観形成の推進(景観セミナーや情報提供等による啓発・支援、良好な広域景観の形成、屋外広告物の規制・誘導など)」が示されています。

(2)千葉県良好な景観の形成に関する基本方針【平成21年3月】

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標を以下の5点としています。 自然の地形や水系、緑などの景観を守り育てる 歴史的・文化的景観を守り育てる 快適で潤いのある生活景観を守り育てる 地域の個性を活かした魅力ある景観を守り育てる 景観づくりの担い手を育てる
地域区分	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県全域を「江戸川地域」「利根川水郷地域」「東京湾千葉地域」「房総台地地域」「九十九里海浜地域」「房総森林地域」「南房総海岸地域」に区分しています。鎌ヶ谷市は「房総台地地域」に位置しています。
景観形成の方向性 (房総台地地域)	<ul style="list-style-type: none"> 房総台地地域における景観形成の方向性を以下の5点としています。 斜面林の保全 良好な水辺景観の保全・創出と広大な田園景観の保全 歴史的町並みの保全・創出と歴史的資源を活用した景観づくり 美しく魅力ある都市景観・市街地景観の保全・創出 主要道路沿いや鉄道沿線における良好な景観づくり

(3)かまがやレインボープラン 21 鎌ヶ谷市総合基本計画 後期基本計画【平成22年2月】

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 人間尊重・市民生活優先
都市像	<ul style="list-style-type: none"> 緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷
政策のうち、景観 形成に関する内 容(抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 「政策3-1.魅力あふれるまちづくりを進めます」の中で、「施策4.鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり」を示しています。 施策のねらいとして「地域で話し合いがされ、愛着の持てる魅力あるまちの実現を目指しています。魅力あるまち並みや恵まれた自然を活かした景観づくりが進められています。」が示されています。

(4) 鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン [平成 15 年 2 月]

将来都市像	・ にぎわいとやすらぎにあふれた快適生活都市
基本目標	・ 基本目標を以下の 3 点としています。 「健康で生きがいのある福祉・学習都市」を目指して 「自然と社会が調和する環境共生都市」を目指して 「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市」を目指して
分野別まちづくり方針のうち、景観形成に関する内容(抜粋)	・ みどりと水・都市景観形成の方針において、「みどりと水・うるおいのあるまちづくりの整備方針」、「都市景観形成の整備方針」が位置付けられています。 ・ 「みどりと水・うるおいのあるまちづくりの整備方針」は以下の 3 点です。 みどりの拠点の形成 身近な水とみどりのネットワーク形成 公園等の整備充実 ・ また、「都市景観形成の整備方針」は以下の 3 点が示されています。 市街地の特性に配慮したまち並み景観づくり 公共空間の景観づくり 地形に配慮した景観づくり

(5) 鎌ヶ谷市緑の基本計画 [平成 15 年 2 月]

緑の将来像	・ 人と自然が調和し協働で創り守る 緑豊かなふるさと鎌ヶ谷
基本方針	・ 基本方針を以下の 4 点としています。 身近な自然を守り親しむ まちをみどりの快適空間にする 自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる 協働でみどりを創り守る
緑地の配置方針のうち、景観形成に関する内容(抜粋)	・ 景観構成系統の配置方針を以下の 3 点とし、緑地の配置計画を行っています。 ふるさとの景観や歴史のあるみどりの保全 連続性のあるみどりの保全 美しい都市景観の保全・創出

(6) 鎌ヶ谷市第二次環境基本計画 [平成 25 年 3 月]

環境像	・ 自然と社会が調和する環境共生都市
重点目標	・ 重点目標を以下の 3 点としています。 きれいで豊かな水を育み 身近な水辺と親しめる まち 林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち ものとエネルギーを大切に付き 環境負荷の少ない暮らしをすすめる まち
行動目標のうち、景観形成に関する内容(抜粋)	・ 以下の 4 点の行動目標が該当します。 「緑や水辺を守り・育む」取組み 「農業を守り・育む」取組み 「緑豊かな街並みをつくる」取組み 「美観・衛生を保つ」取組み

(7)新鎌ヶ谷地区タウンガイド [平成 17 年 6 月(平成 22 年 3 月更新)]

コンセプト	・人を呼び込み、文化を育む新鎌ヶ谷地区
デザイン コンセプト	・デザインコンセプトとして以下の 3 点が示されています。 魅せるデザイン 楽しませるデザイン 人にやさしいデザイン
街並み景観誘導 方針	・街並み景観誘導方針として以下の 9 点が示されています。 建物の色彩を整えましょう 外構を整えましょう サービスヤード(荷捌き場)の位置を工夫しましょう 低層階は開放的でにぎわいのあるデザインを工夫しましょう ベランダやバルコニーを工夫しましょう 看板(屋外広告物)を整えましょう 段差のない境界部に仕上げましょう 憩いの空間を工夫しましょう 敷地内の緑化を進めましょう

2. 鎌ヶ谷市における景観形成関連の主な法制度

2-1. 主な法律に基づく景観形成上の規制等

(1) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

都市計画法に基づく各種制度において、特に景観形成に関わるものを以下に列記するとともに、現在の鎌ヶ谷市における規制状況を示します。

① 地区計画

市内には、以下に示す3箇所、合計94.1haの地区計画が都市計画決定されています。

各々の地区では、各地区の特性に応じて建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、かき又はさくの構造の制限等が基準内容とされています。

表 地区計画の指定状況(平成23年9月30日現在)

地区計画名	面積(ha)	制定年	建築物等に関する事項
東武鎌ヶ谷住宅地地区計画	約26.4	S60.11.19 (変更:H8.10.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・建築物の高さの最高限度
中沢東地区地区計画	約8.6	H11.12.15	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地面積の最低限度
新鎌ヶ谷地区地区計画	約59.1	H13.9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途の制限 ・建築物の最低敷地面積の制限 ・壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限 ・かき又はさくの構造の制限

資料：都市計画課より（平成23年9月30日現在）

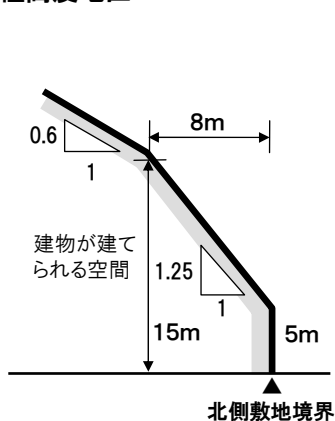
② 高度地区

市内には、2種類、合計約390haの高度地区が都市計画決定されています。

これらの高度地区の内訳は、斜線型高さ制限の種類により第1種高度地区と第2種高度地区の2種類があり、それぞれ主に第1種中高層住居専用地域や第1種住居地域に指定されています。

なお、第1種及び第2種高度地区の規制内容は下図に示すとおり斜線規制が行われています。

第1種高度地区



第2種高度地区

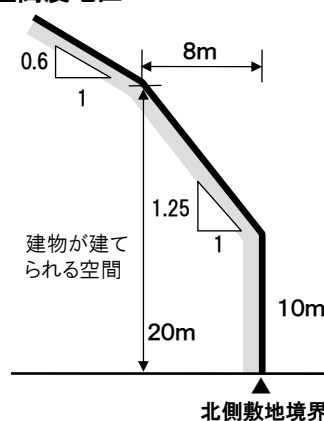


表 高度地区の指定状況(平成 22 年 12 月 1 日現在)

高度地区種類	面積(ha)	当初決定年	最終決定年	参考
第 1 種高度地区	98	S48.5.15	H13.3.30	多数が第 1 種中高層住居専用地域と第 1 種住居地域に指定
第 2 種高度地区	292			

資料：平成 22 年版統計かまがや

③生産緑地地区

市内には、160 箇所、合計 73.47ha の生産緑地地区が都市計画決定されています。

これらの生産緑地地区は、多数が市街化区域の北部及び南部に位置し、隣接する市街化調整区域内の農地と連なり広がっています。

表 生産緑地地区の指定状況(平成 24 年 1 月 1 日現在)

地区数(箇所)	面積(ha)
160	73.47

資料：都市計画課調査

(2)都市緑地法（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号）

都市緑地法に基づく各種制度において、特に景観形成に関するものには、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定等がありますが、いずれも市内では指定等されていません。

(3)文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

文化財保護法において、文化財とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「伝統的建造物群」「文化的景観」が定義されています。

以下に、国指定、県指定、市指定のそれぞれの文化財について示します。

「文化的景観」は、平成 17 年の文化財保護法改正により新しく加わったものである。

具体的には、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの」と定義されている。また、これらのうち、特に、「基盤的な生活や生業の特色を示す典型的なもの又は独特なもの」としては、次のものが選定基準となっている。

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

①国指定文化財等

国指定の文化財は、「下総小金中野牧跡（史跡）」の 1 件です。

この指定文化財は、主に初富駅を中心に東西に位置するもので、江戸幕府が軍馬需要をまかなうため設置した小金牧のうちの一つである中野牧の遺構で、野馬土手（のまどて）と呼ばれる野

馬を放し飼いにしたり、捕込（とっこめ）と呼ばれる野馬を追い込み捕えて選別したりする施設でした。

②市指定文化財

市指定の文化財は、合計 27 件です。

なお、このうち、史跡に「官軍兵士の墓」「魚文の句碑」「清田家の墓地」「駒形大明神」「土地記念講碑」「三橋家墓地」の 6 件が指定され、また天然記念物に「キンモクセイ」「八幡春日神社の森」「根頭神社の森」の 3 件が指定されています。その他、絵画や歴史資料、無形文化財等が 18 件指定されています。

(4)屋外広告物法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号）

市内の屋外広告物に関しては、千葉県屋外広告物条例に基づいて規制誘導が行われています。そうした中、県条例で定められている本市の禁止地域¹及び許可地域²（知事指定）は、以下に示すとおりです。

つまり、用途地域が第二種低層住居専用地域に指定されている地域及び生産緑地地区、また下総小金中野牧跡（国史跡）に指定されている地域では、屋外広告物の表示又は設置が禁止されています。

また、市全域が都市計画区域に指定されている本市では、市内全ての場所において、屋外広告物を表示又は設置しようとする際は、知事の許可が必要です。

表 千葉県屋外広告物条例に基づく規制地域等(知事の指定)

規制区分	本市に該当する地域等
禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域 ・生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区 ・文化財保護法第百九条(史跡名勝天然記念物)により指定された地域 ・千葉県文化財保護条例第三十四条により指定された県指定史跡
許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域

資料：千葉県ホームページ（平成 22 年 7 月 29 日現在）

1：禁止地域とは、屋外広告物を表示し、又は設置することが、原則として、できない地域や場所等。

2：許可地域とは、禁止地域以外の、都市計画法の規定により指定された都市計画区域や、許可地域として知事が指定した道路、鉄道及びそれらに接続し、展望できる地域や場所等、屋外広告物を表示し、又は設置するにあたり許可を受けることを要する地域や場所等。

(5)建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

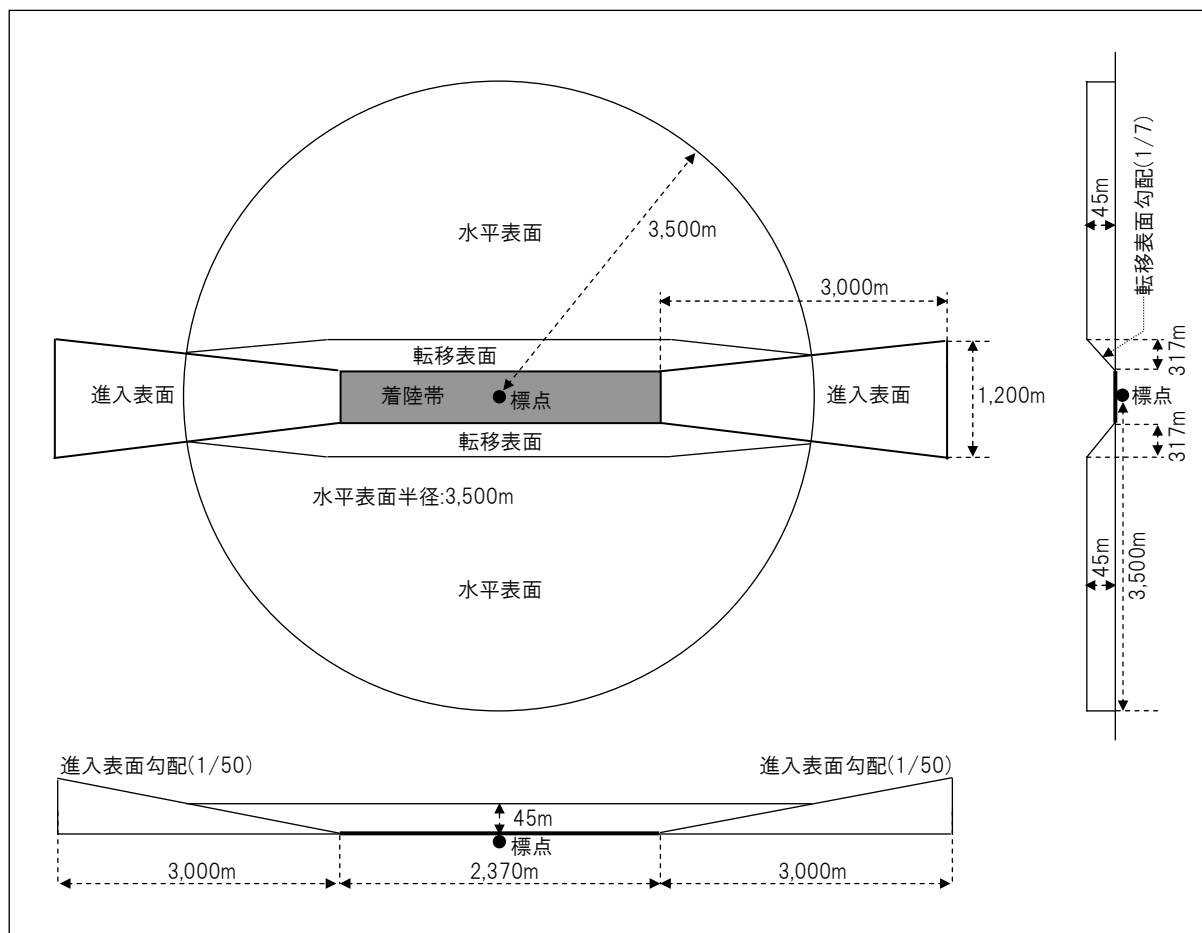
建築基準法に基づく制度のうち、景観形成に関連のある制度には建築協定があげられますが、市内では指定されていません。

(6)自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

自然公園法に基づく制度のうち、景観形成に関する制度には国立公園、国定公園及び県立自然公園からなる自然公園の指定があげられますが、いずれも市内では指定されていません。

(7)航空法（昭和27年7月15日法律第231号）

市北部に海上自衛隊下総航空基地が位置していることから周辺では、航空法に基づいて建築物等の高さ制限が課せられています。具体的には、水平表面は高さ45m、進入表面は着陸帯の短辺端から外側へ3,000mまでにおいて1/50の勾配で斜め上方に延びる斜線の高さ、また転移表面は着陸帯の長辺端から水平表面の45mと交差するところまでにおいて1/7の勾配で斜め上方に延びる斜線の高さを超える建築物の建築、工作物の建設、樹木の植栽は禁止されています。（下図参照。）



2-2.その他制度に基づく景観形成上の規制等

上記の法律以外に基づいて定められている景観関連の内容を以下に示します。

(1)鎌ヶ谷市みどりの条例（平成5年12月22日条例第24号）（保全林、保存樹木）

「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、保全林14箇所、保存樹木13本が指定されています。

保全林とは、「鎌ヶ谷市みどりの条例」、「鎌ヶ谷市みどりの条例施行規則（平成6年3月30日規則第7号）」に基づき、樹木が集団で存在する面積が500㎡以上あり、郷土的または歴史的特色があって市の美観風致を維持するために必要があると認められるものが対象とされています。

また、保存樹木とは、同様に、地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であり、郷土的または歴史的特色があって市の美観風致を維持するために必要があると認められるものが対象とされています。

3.鎌ヶ谷市の景観要素別の状況

3-1.景観要素の分類

景観要素調査では、既存の各種文献、統計資料、現地調査を行い得た状況を、自然系要素、歴史・文化系要素、生活系要素、産業系要素の4つに分類し整理を行います。

なお、4つの分類に属する要素項目は、以下のとおりです。

表 景観要素の分類

要素分類	自然系要素	歴史・文化系要素	生活系要素	産業系要素
要素	谷津 河川 湧水地 樹林 田畑 果樹園	文化財 神社・寺院等 旧街道 祭り・郷土芸能 民話・伝説	住宅地 公共施設 公園 生活道路	大規模商業施設 商店・商店街 幹線道路 鉄道・駅

3-2.景観要素別の状況

(1)自然系要素

①谷津

本市は、県北西部、下総台地の最高地に位置し、北、西、東方への河川の水源地となっています。

市全体は標高 20～30mの平坦な台地が広がっているものの、河川の侵食により刻まれた標高 5～10m程度の開析谷により一部に起伏の激しい箇所も見られるなど、変化に富んだ地形となっています。特に谷底等の低地となっているのは、市北部の大津川とその支流沿川の佐津間、市南西部の大柏川とその支流沿川の中沢等が該当し、谷津を形成しています。



■谷津(中沢)

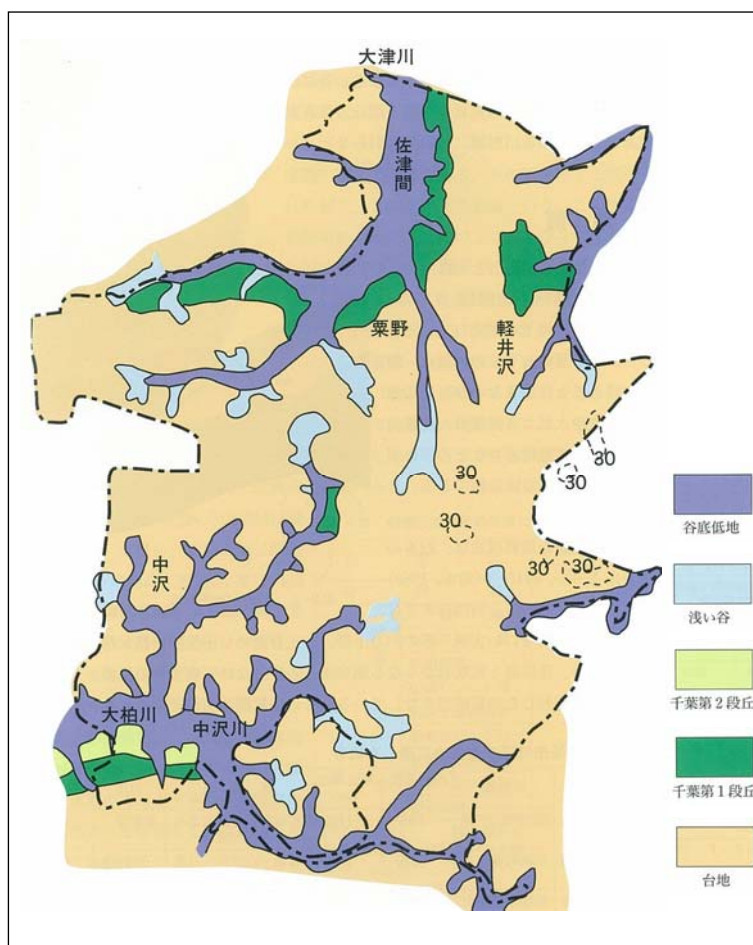


図 地形の分類

資料：鎌ヶ谷市史（資料編・自然）

②河川

市内には一級河川である大津川と大柏川及びこれらの支流が流れています。

標高 30m程度の市中央の台地は市を南北に分ける分水界となっており、市内に降ったほとんどの雨は、北は大津川を流れ手賀沼等へ注ぎ、南は根郷川や中沢川を経て大柏川を流れ東京湾に注いでいます。

表 河川(水路を除く)

No.	水系	河川名	区分(延長、区間)
1	手賀沼水系	大津川	一級河川 (L=1,107.4m、沼南町境～しらはた橋)
2		大津川	準用河川 (L=1290.0m、しらはた橋～蔵下)
3	真間川水系	大柏川	一級河川 (L=1,105m、市川市境～鎌ヶ谷グリーンハイツ西)
4		根郷川	準用河川 (L=1,528.0m、戸崎下～中部小学校南西)
5		中沢川	準用河川 (L=2,355.2m、鎌ヶ谷グリーンハイツ西～道野辺本町二丁目)
6		二和川	準用河川 (L=3,912m、鎌ヶ谷グリーンハイツ西～鎌ヶ谷保育園(市境))

資料：鎌ヶ谷市河川流域図（平成 13 年 2 月現在）



■大津川<一級河川>



■大津川<一級河川>に架かる山王橋



■大柏川<一級河川>



■二和川<準用河川>

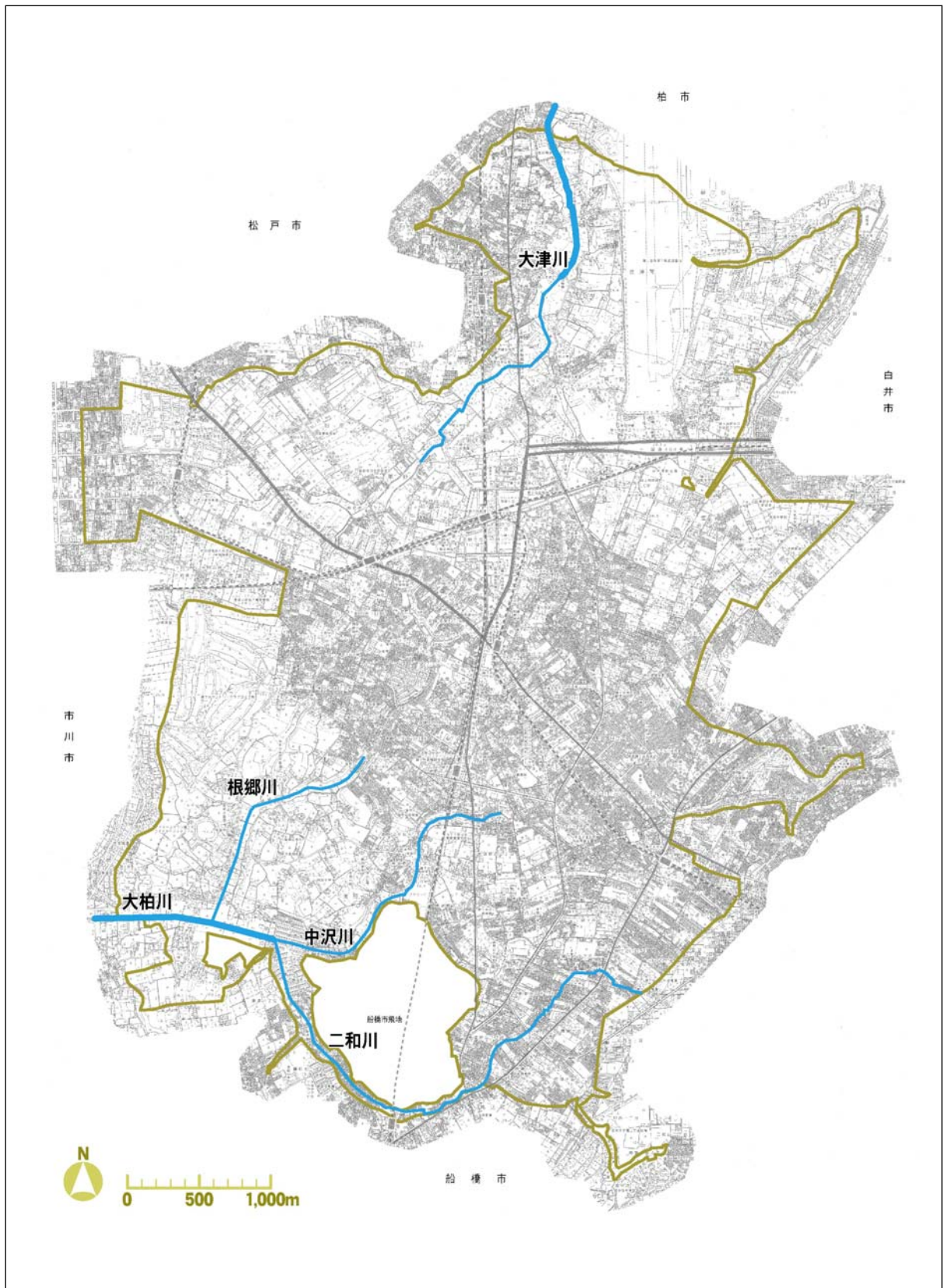


図 河川

③湧水地

市内には、台地の裾等から水が湧き出る湧水地が13箇所見られます。

代表的な場所として、道野辺の「囃子水の湧水」があげられます。ここは、周囲の住宅地から一段低くなった低地で、斜面の裾からわずかに湧水し池を形成して多数の昆虫や魚、鳥等の姿を見ることができます。また四阿等の整備が行われ、市民憩いの場となっています。

表 湧水地

No.	名称(通称)	場所
1	道野辺 囃子水の湧水	道野辺 1008-48
2	道野辺 下の坪の湧水	道野辺 216-5 地先 東側
3	中沢 根崎の湧水	中沢 594 地先 南東側
4	中沢 白旗の湧水	西道野辺 グリーンハイツ西側(民家の道路脇のポンプ)
5	中沢 白旗の湧水	西道野辺 グリーンハイツ西側(水田利用の「ホタルの里」)
6	佐津間 北方前の湧水	栗野 735 北部小学校 北東側
7	佐津間 向山の湧水	佐津間 631 北部公民館 北東側
8	佐津間 山王台の湧水	佐津間 1008 日枝神社 東側
9	佐津間 山王下の湧水	佐津間 997 地先 南側
10	軽井沢 金山落し流域の湧水	軽井沢 2125 地先 南側
11	軽井沢 金山落し流域の湧水	軽井沢 2010 鎌ヶ谷市学校給食センター 南側
12	軽井沢 金山落し流域の湧水	軽井沢 2102-4 鎌ヶ谷市リサイクルセンター 西側
13	初富本町 貝柄山公園の湧水	初富本町 2 丁目

資料：鎌ヶ谷市史(資料編・自然)(平成12年3月31日現在)



■中沢 白旗の湧水<ホタルの里>



■道野辺 囃子水の湧水

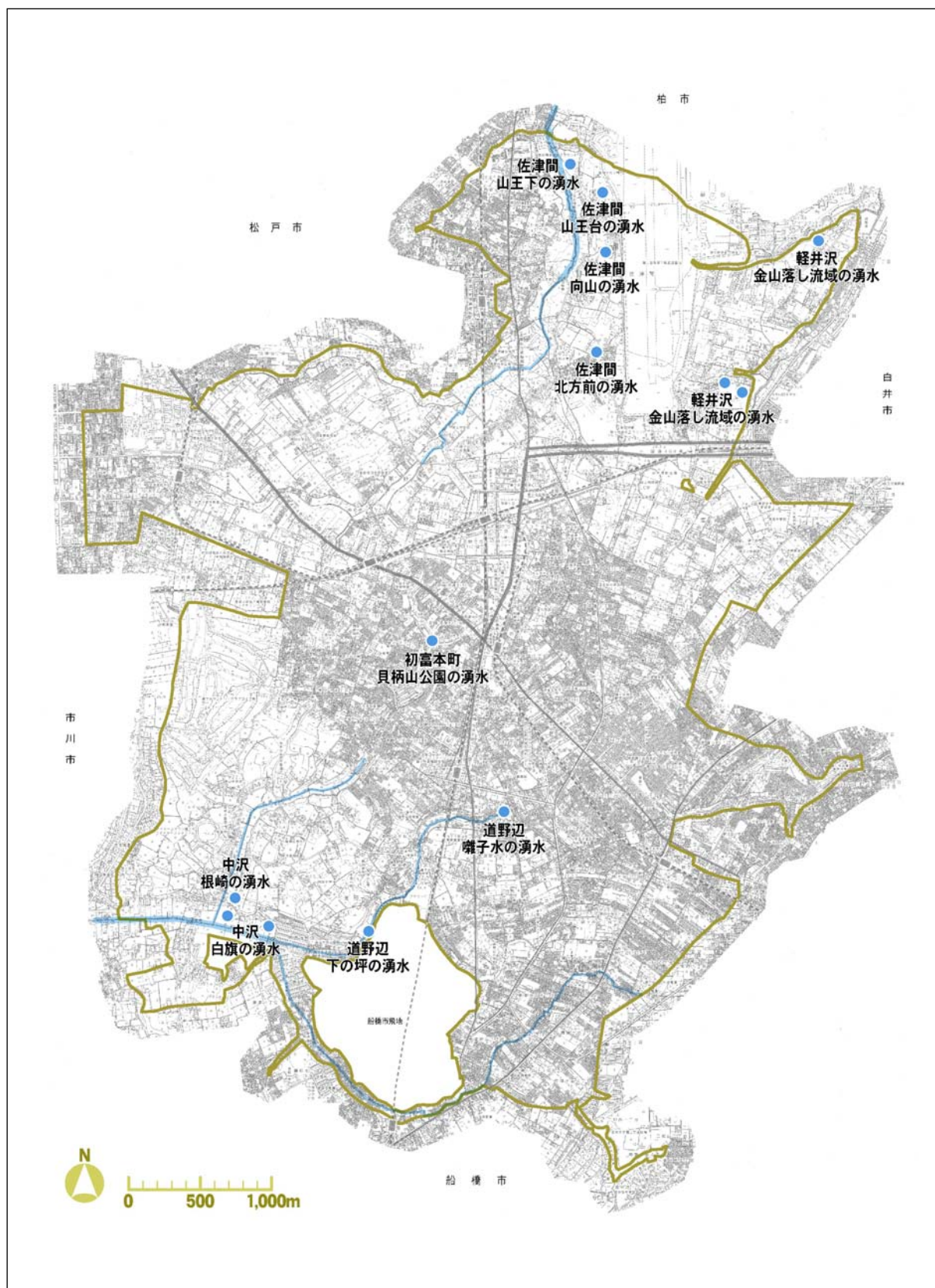


図 湧水地

資料：鎌ヶ谷市河川流域図、鎌ヶ谷市史（資料編 ・ 自然）

④樹林

市内の樹林は近年の都市化により急減し、昭和 40 年には市の総面積の 30%強あったものが、平成 10 年には 11%ほどになり、平成 22 年には 7%ほどになっています。

現在も残る林の多くは、主に谷津を囲む斜面林と台地上に島状に残る平地林として見られ、平地林の多くは神社林として保存されてきたものです。

また、所々に残る野馬土手に見られる林や初富地区に見られる屋敷林は、鎌ヶ谷市固有樹林として捉えることができます。

ア.神社林

神社の敷地内等にあるまとまった林を神社林といい、市内の平地林の多くがそれに該当しています。神社林を構成する樹木は針葉樹が多く、スギやヒノキが目立っています。また、その中において、常緑広葉樹であるシラカシや、落葉広葉樹のムクノキ、ケヤキも見られます。

神社林は神聖化されることもあり、多くが巨木となり、鬱蒼と茂った林を形成しています。

代表的な神社林を以下に示します。

表 代表的な神社林

No.	名称(通称)	場所	保全林
1	八幡・春日神社の森	中沢字中台 907	
2	道野辺八幡神社の森	道野辺中央 5-6	
3	囃子水七面堂の林	道野辺字囃子水台 925-1	
4	根頭神社の林	道野辺字下西 50	
5	稻荷神社の林	初富本町 1-4-2	
6	豊作稻荷神社の林	初富字湯浅、浅里 221-1	
7	八幡神社の林	鎌ヶ谷 1-6-1	
8	八坂神社の林	粟野字天王前 208	
9	日枝神社の林	佐津間字山王台 1008	
10	谷地川八幡神社の林	中沢字谷地川 176	

資料：鎌ヶ谷市史（資料編 ・自然）(平成 12 年 3 月 31 日現在)



■道野辺八幡神社の林



■根頭神社の林



■八幡神社の林

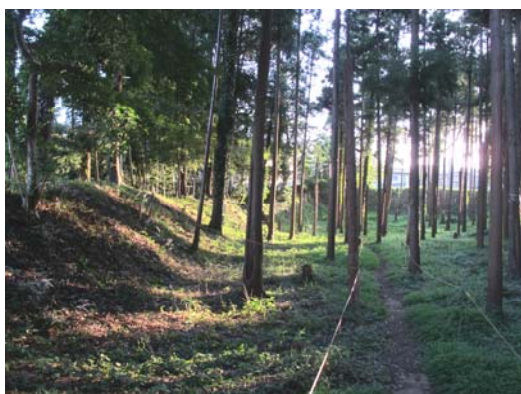
イ.野馬土手林

下総地方には、江戸時代、幕府の命により軍事等に用いる馬を確保するための広大な牧（放牧地）が設けられました。現在、その一部が市中央部に小金中野牧として残っており、馬が逃げ出さないように設けられた土手上が林となっています。

なお、東中沢2丁目の国道464号沿いに残る土塁状の土手（捕込）は、18世紀半ばに設けられたもので、馬を追い込み、選別を行った場所「下総小金中野牧跡（捕込）」として国史跡に指定されています。

野馬土手上的樹木は、神社林のそれとは異なり、全体的に巨木の少ないことが特徴です。一方、針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の区別は特に見られず、場所により様々です。

野馬土手の林は、市中心部に近い場所に分布していることから、本市の貴重な緑として捉えることができます。



■国指定史跡・下総小金中野牧跡[捕込](東中沢)



■野馬土手(初富)

ウ.屋敷林

市内には、明治時代以降に入植してきた農家が屋敷を構える際、周囲に樹木を植えて屋敷を季節風等から守った屋敷林を見ることができます。

大きく育った屋敷林は、広がりのある農地の中であって、こんもりとした林を形成しており、神社林のそれと似た形態をしています。屋敷林に用いられている樹木は、シラカシ、イヌシデ、ヒノキ、スギ等が多く、敷地の外周を取り巻いています。

代表的な屋敷林を以下に示します。

表 代表的な屋敷林

No.	名称(通称)	場所
1	大迫家屋敷林	初富
2	石井家屋敷林	初富
3	染谷家屋敷林	軽井沢

資料：鎌ヶ谷市史（資料編・自然）（平成12年3月31日現在）



■大迫家の屋敷林



■染谷家の屋敷林

エ.保全林

市内には、以上のような神社林、野馬土手林、屋敷林等の樹林で、特に樹林地の土地の面積が500㎡以上あり、その樹林が健全で集団の樹容が美観的に優れているものを、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて保存林として指定した所が14箇所あります。

表 保全林

No.	場所	指定年月日
1	初富本町一丁目 515-2、-3、-8、516-3	S49.7.1
2	道野辺中央五丁目 990、991-1 の一部	S49.7.1
3	鎌ヶ谷一丁目 469、470、471、477-1、-2	S50.1.1
4	富岡三丁目 1539-1 の一部	S63.7.19
5	東中沢二丁目 1479-24	H元.12.14
6	丸山二丁目 526-1	H4.10.1
7	右京塚 526-11	H4.10.1
8	鎌ヶ谷一丁目 469、470-1、-2、471	H4.10.1
9	鎌ヶ谷二丁目 458	H4.10.1
10	鎌ヶ谷五丁目 72	H4.10.1
11	東鎌ヶ谷二丁目 659	H4.10.1
12	東鎌ヶ谷二丁目 706-1、-3、-4	H4.10.1
13	東鎌ヶ谷三丁目 644-23	H1.10.1
14	初富 137-8	H12.10.1

資料：都市計画課調べ（平成23年10月31日現在）

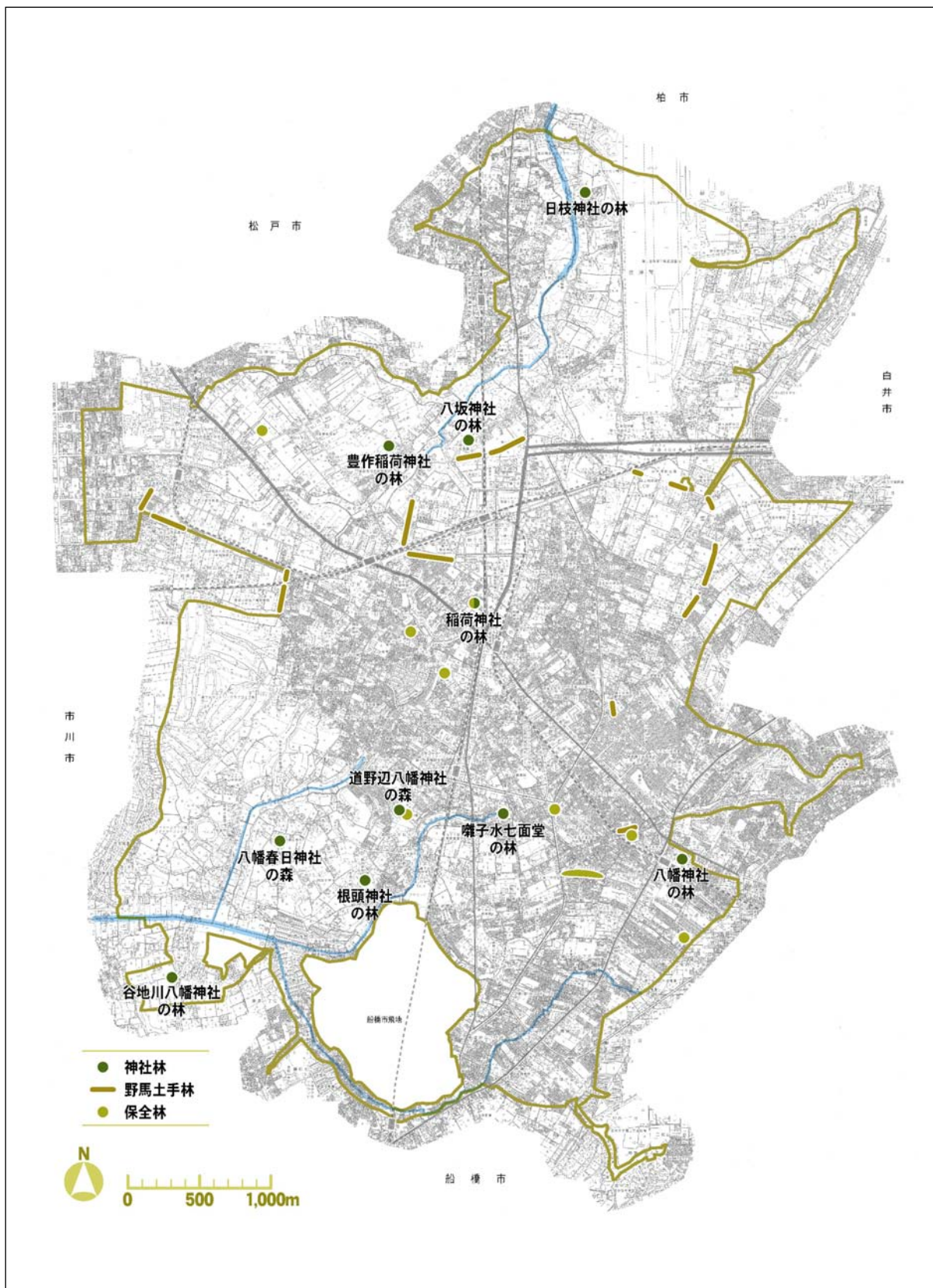


図 神社林、野馬土手林、保全林

オ.巨木

一般的に胸高の直径が 1.0m以上の樹木が巨木とされています。

市内には、神社や個人宅の敷地内に比較的大きな樹木が多数見られますが、その中でも巨木は、地域に豊かな緑の環境を提供してくれるだけでなく、地域住民に親しまれるシンボルとして、また地域の歴史を物語る景観資源として位置付けることができます。

ここでは、胸高の直径が 1.0mに満たないものであっても、樹種によっては大きく、目立つもの等として、鎌ヶ谷市史に整理されたものを示します。

表 代表的な巨木

No.	樹種	場所	備考	保存樹木
1	スダジイ	道野辺中央	直径約 1.5m、高さ 20m	
2		道野辺中央	直径約 1.2m	
3		根頭神社境内	直径約 1.1m	
4	シラカシ	粟野	直径約 0.8m	
5	アカガシ	鎌ヶ谷八幡神社境内	直径約 82m	
6		根頭神社境内	直径約 0.7m	
7	クスノキ	延命寺境内	直径約 1.1m	
8	シロダモ	中沢/八幡・春日神社境内	直径約 0.8m、高さ 18m	
9	ヤブツバキ	中沢/八幡・春日神社境内	直径約 0.5m	
10	キンモクセイ	粟野	直径約 0.5m (市指定文化財)	
11		東中沢	直径約 0.4m	
12	ケヤキ	中沢	直径約 1.0m、高さ 20m以上	
13		粟野	直径約 1.0m、高さ 20m以上	
14	ムクノキ	中沢/八幡・春日神社境内	直径約 1.5m (その他 1.0m超数本)	
15		中沢戸崎	直径約 1.2m	
16	エノキ	鎌ヶ谷	直径約 1.3m	
17		中佐津間	直径約 0.9m	
18	イヌシデ	富岡 3 丁目	直径約 0.7m	
19		軽井沢	直径約 0.7m	
20	コナラ	西佐津間ふれあいの森	直径約 0.7m	
21	クヌギ	軽井沢	直径約 0.7m	
22		中沢向の林中	直径約 0.7m	
23	コブシ	北部小学校そばの斜面	直径約 0.7m	
24	ヤマザクラ	丸山の雑木林	直径約 0.7m	
25		鎌ヶ谷八幡神社境内	直径約 0.7m	
26	イヌザクラ	鎌ヶ谷 1 丁目の野馬土手	直径約 0.7m	
27	イロハカエデ	道野辺中央	直径約 0.7m	
28	サイカチ	初富善並前/陸上競技場	直径約 1.2m、直径約 0.7mの 2 本	

29	フジ(ノダフジ)	北部小学校校庭	直径約0.5m	
30	イチョウ	鎌ヶ谷4丁目	直径約0.9m、直径約0.7mの2本	
31	カヤ	栗野	直径約1.0m、高さ25m	
32	スギ	中沢/八幡・春日神社境内	直径約1.2m、直径約1.1mの2本	

資料：鎌ヶ谷市史(資料編・自然)(平成12年3月31日現在)



■篠宮氏方のキンモクセイ(市指定文化財)



■延命寺のクスノキ



■渋谷氏方のシラカシ

カ.保存樹木

市内には、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、樹木1本ずつを保存樹木として指定したものが13本あります。その全てが神社、寺院の境内地にある樹木です。

表 保存樹木

No.	樹木名	場所(神社、寺院名)	指定期間
1	チャボヒバ	宝泉院	H21.4.1～H24.3.31
2	イチョウ	万福寺	H21.4.1～H24.3.31
3	ヒヨクヒバ	万福寺	H21.4.1～H24.3.31
4	スギ	中沢・八幡春日神社	H21.4.1～H24.3.31
5	ヤブツバキ	中沢・八幡春日神社	H21.4.1～H24.3.31
6	ムクノキ	中沢・八幡春日神社	H21.4.1～H24.3.31
7	スダジイ	根頭神社	H21.4.1～H24.3.31
8	アカガシ	根頭神社	H21.4.1～H24.3.31
9	ヤマザクラ	根頭神社	H21.4.1～H24.3.31
10	モチノキ	根頭神社	H21.4.1～H24.3.31
11	クスノキ	延命寺	H21.4.1～H24.3.31
12	コブシ	延命寺	H21.4.1～H24.3.31
13	アカガシ	鎌ヶ谷八幡神社	H21.4.1～H24.3.31

資料：都市計画課調べ(平成23年10月31日現在)

キ.その他主な樹木

市内には、巨木や保存樹木等に指定されていないものの、季節を彩り、四季の移り変わりを感
じさせてくれる、樹木が各所に見られます。

海上自衛隊下総航空基地の西側の桜並木に代表される木々は、季節に応じて色とりどりの花や
葉を付け、周囲のまちなみにうるおいや安らぎ、さらには華やかさを与えてくれる存在となっ
ています。



■サクラ [海上自衛隊下総航空基地西側](栗野、佐津間)



■サクラ [鎌ヶ谷グリーンハイツ](道野辺)



■プラタナス [東武鎌ヶ谷住宅地区前](東初富)



■ヤマモモ [船橋我孫子バイパス線(市道37号)](東道野辺等)

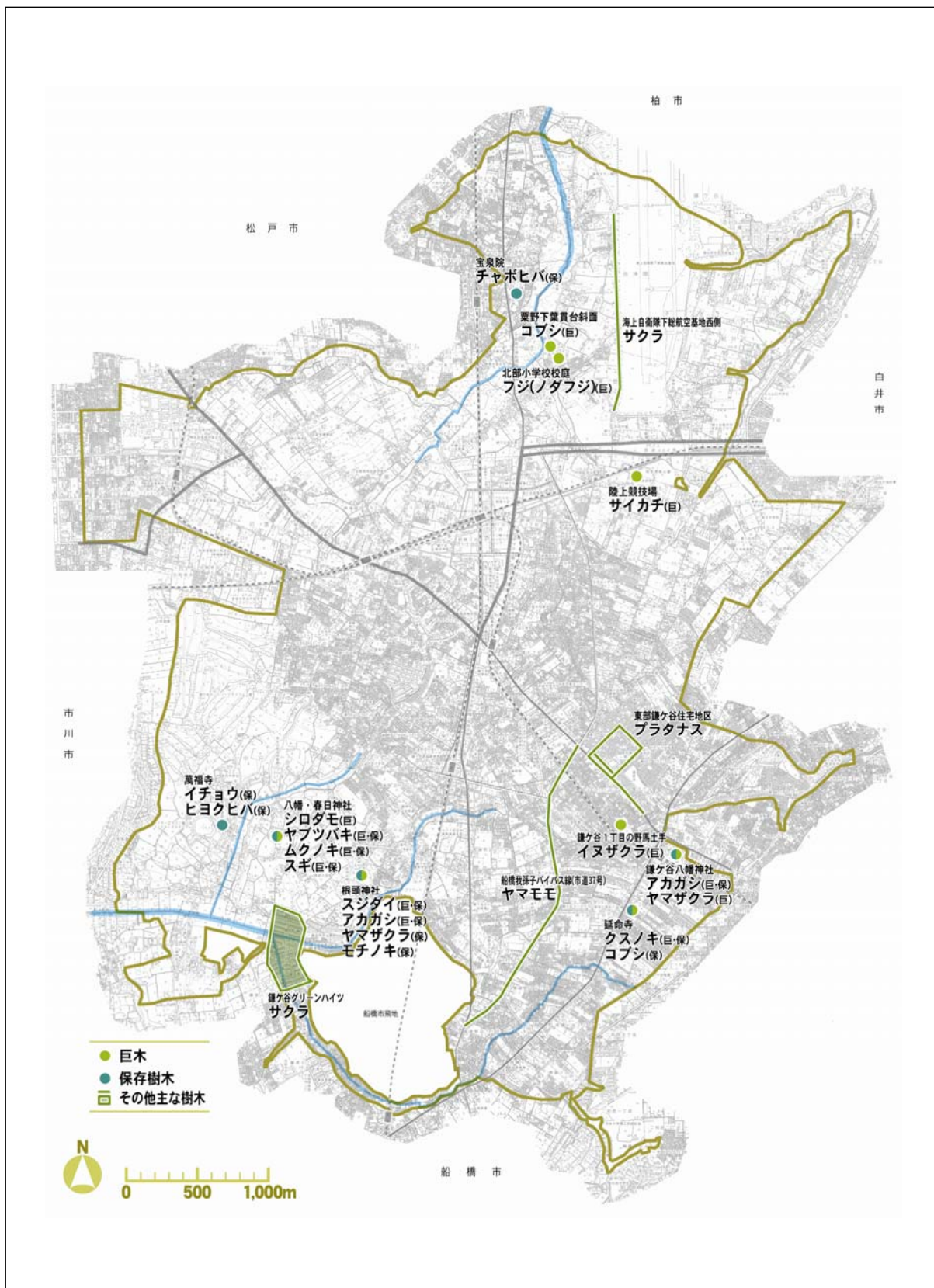


図 巨木、保存樹木、その他主な樹木

⑤田畑

市の北部及び西部の市街化調整区域を中心とした地域に路地栽培による畑が見られます。谷津田等による地形により、緩やかな起伏を有した畑は、所々に見られる神社林や屋敷林等の樹林と相まって、広がりとお行きを感じられる景観を呈しています。



■畑<生産緑地地区>(鎌ヶ谷九丁目付近)



■畑(初富付近)

⑥果樹園

市の北部及び西部の市街化調整区域に梨畑が見られます。通常の畑と異なり、高さ2.0~2.5m程度の樹木に実がなる梨畑は、その樹高により見る者の視界を遮り、広々とした景観を眺めることは容易ではありません。しかし、緩やかな起伏を有する本市においては、起伏を活かして梨畑を見下ろす視点場があり、風除けネットに囲まれ、起伏に沿って耕作された梨畑等の農地を見渡すことができます。



■梨畑(道野辺付近)



■梨畑<生産緑地地区>(南鎌ヶ谷二丁目)

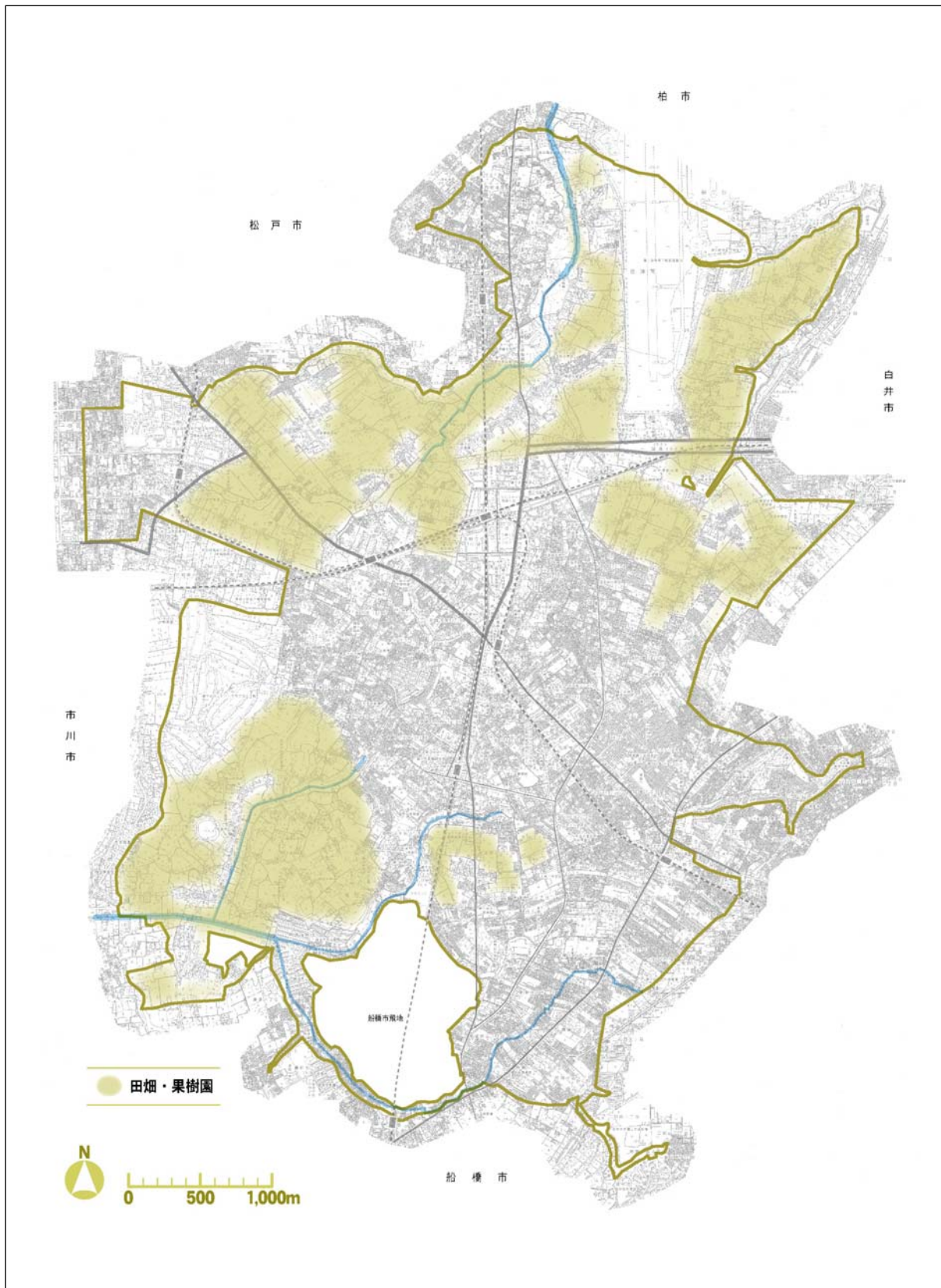


図 まとまりのある農地(果樹園含む)

(2)歴史・文化系要素

①文化財

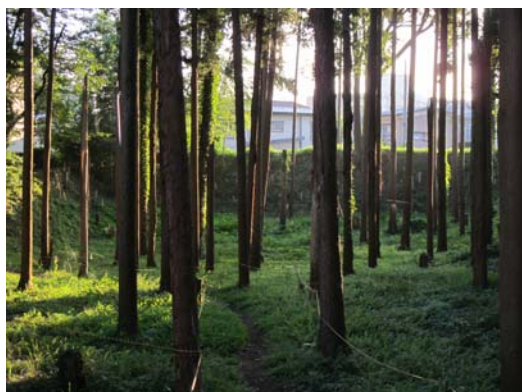
市内には、国指定文化財が1件、市指定文化財が27件指定されています。こうした文化財のうち、絵画、古文書、歴史資料等の直接景観に関係しない文化財を除いた史跡や彫刻(屋外)、天然記念物等を整理すると下表のとおりです。

建造物に関する指定文化財はないものの、遺跡や墓地等の史跡が多くあげられることが特徴です。

表 直接景観に関する文化財

No.	指定	種別	名称	場所
1	国指定	史跡	下総小金中野牧跡(捕込、野馬土手)	東中沢 2-1、東初富 1-20
2	市指定	彫刻	鎌ヶ谷大仏	鎌ヶ谷 1-5 (大仏墓地内)
3		史跡	官軍兵士の墓	鎌ヶ谷 1-5 (大仏墓地内)
4		史跡	魚文の句碑	東鎌ヶ谷 1-7
5		史跡	牧士清田家の墓地	鎌ヶ谷 3-3
6		史跡	駒形大明神	鎌ヶ谷 3-3
7		史跡	土地記念講碑	北初富 6-1 (光圓寺境内)
8		史跡	牧士三橋家墓地(歴代墓地を含む)	中沢 646
9		天然記念物	キンモクセイ	粟野/篠宮肇氏方
10		歴史資料	道標地蔵	南鎌ヶ谷 3-6-43
11		無形民俗	おしゃらく踊り	軽井沢地区
12		歴史資料	庚申道標	鎌ヶ谷 1-6 (八幡神社境内)
13		有形民俗	百庚申	鎌ヶ谷 1-6 (八幡神社境内)
14		天然記念物	八幡春日神社の森	中沢 907
15		天然記念物	根頭神社の森	道野辺 49

資料：市ホームページ(平成23年9月30日現在)



■下総小金中野牧跡<国指定史跡>



■鎌ヶ谷大仏<市指定文化財>

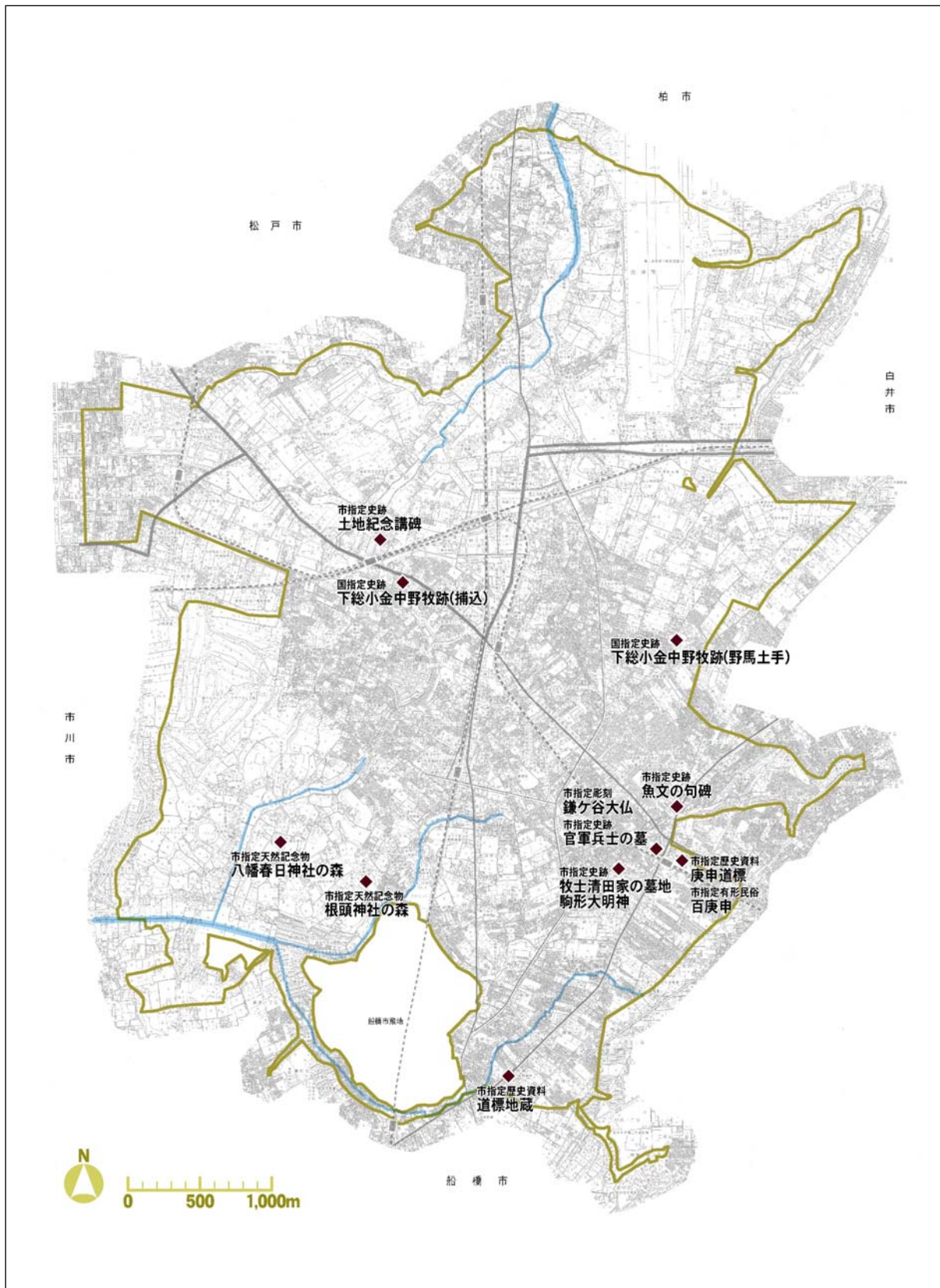


図 文化財(建築物等の景観上影響のあるものに限る)

②神社・寺院等

市内に分布する神社・寺院等は、宗教法人名簿によると 23 法人あり、その内訳は神道系 10、仏教系 9、キリスト系 2、諸系 2 です。

神社・寺院等は、地域の歴史的シンボルとして、また様々な伝統行事等の開催地であることから、地域の伝統や歴史・文化を物語る上で重要な存在です。

市内の宗教法人を以下に示します。

表 宗教法人名簿

No.	系統	法人名	場所
1	神道系	八幡神社	鎌ヶ谷 1 丁目 6 番 1 号
2		大宮神社	佐津間 124 番地
3		稻荷神社	初富本町 1 丁目 4 番 2 号
4		右京塚神社	右京塚 7 丁目 60 番地
5		根頭神社	道野辺 50 番地
6		八幡神社	道野辺中央 5 丁目 6 番 25 号
7		八坂神社	栗野 208 番地
8		八幡春日神社	中沢 907 番地
9		豊作稻荷神社	初富 221 番地 1
10		神道大教韃韃神社	道野辺中央 1 丁目 2 番 11 号
11	仏教系	宝泉院	南佐津間 9 番 37 号
12		光圓寺	北初富 6 丁目 1 番地
13		延命寺	鎌ヶ谷 4 丁目 9 番 43 号
14		妙蓮寺	東道野辺 1 丁目 9 番 35 号
15		萬福寺	中沢 484 番地
16		長福寺	東中沢 2 丁目 17 番 17 号
17		鎌谷寺	富岡 1 丁目 5 番 7 号
18		正善院	中沢 1185 番地 3
19		清長庵	南鎌ヶ谷 3 丁目 6 番 43 号
20	キリスト教系	日本基督教団鎌ヶ谷教会	東初富 5 丁目 25 番 46 号
21		エホバの証人の千葉県鎌ヶ谷会衆	東道野辺 5 丁目 4 番 55 号
22	諸系	天理教本真道分教会	道野辺本町一丁目 4 番 8 号
23		天理教代竝分教会	初富 1012 番地

資料：県ホームページ（総務部学事課・宗教法人名簿（平成 23 年 10 月 1 日現在））



■八坂神社



■延命寺



■八幡春日神社



■光圓寺



■八幡神社



■鎌谷寺

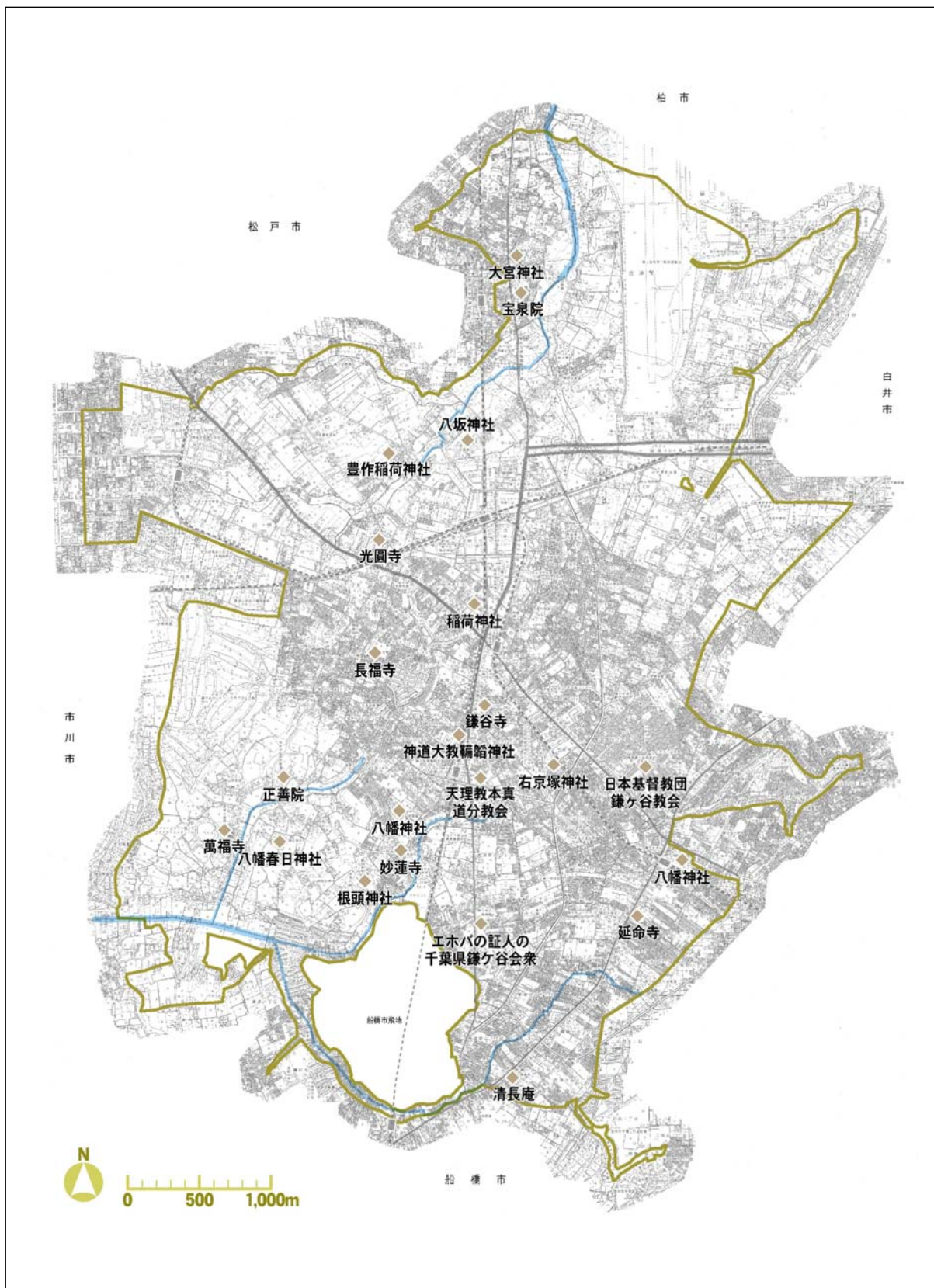


図 神社・寺院等

③旧街道

現在の主要地方道市川印西線は、江戸時代には「木下(きおろし)道」と呼ばれ、行徳や八幡(市川市)と木下(印西市)を結ぶ脇往還でした。この街道は木下から鹿島や銚子へ続いているため「鹿島道」あるいは「銚子道」と呼ばれたり、また銚子や鹿島難でとれた鮮魚を日本橋まで運ぶルートであったため、「鮮魚道」と呼ばれたりしていました。

また、この街道は要衝にあたり往来が増すにしたがって宿場が整備され、大仏十字路から延命寺までの範囲に最盛期には旅籠が7軒ありました。



■木下街道



■木下街道に残る旧旅籠

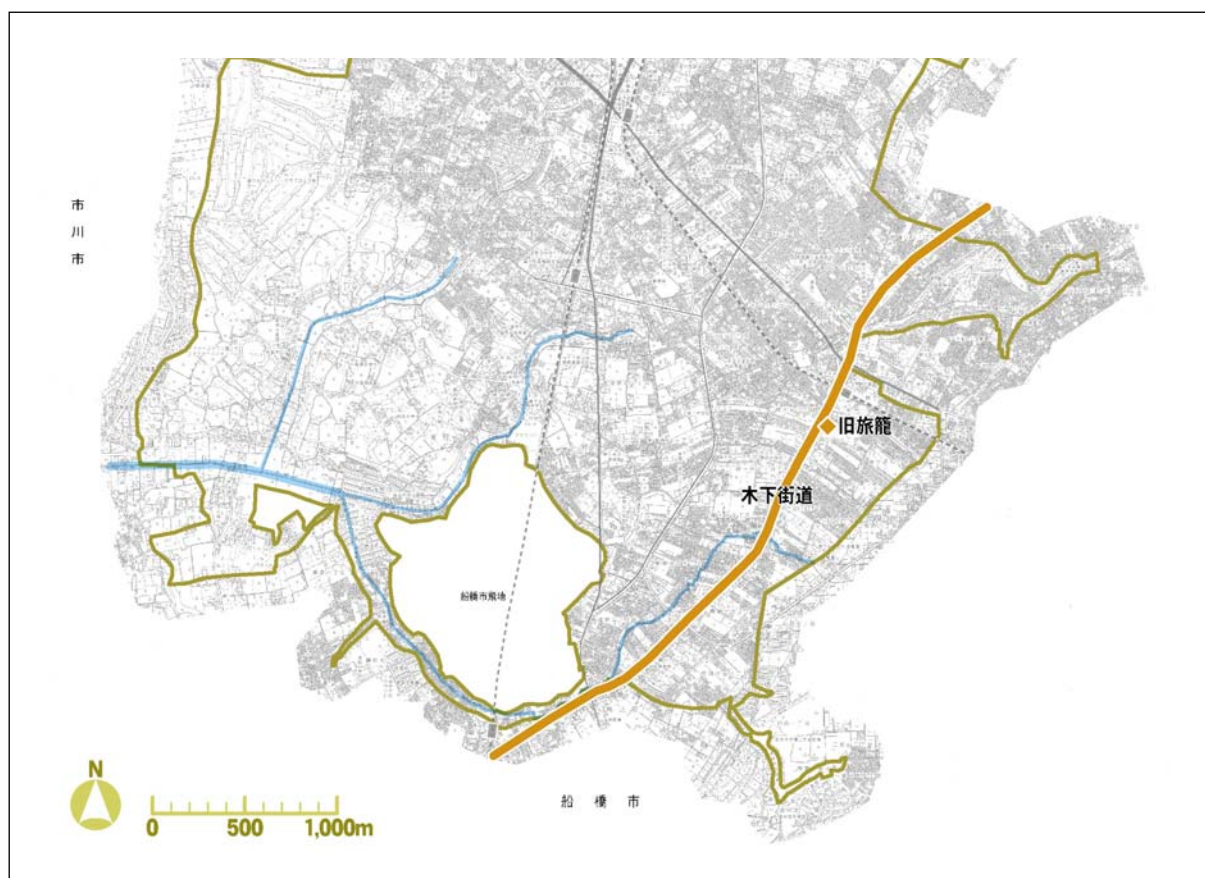


図 旧街道と旧旅籠

④祭り・郷土芸能

■おしゃらく踊り

お化粧をし、派手な長襦袢(ながじゅばん)やきれいな着物を着て踊ることから、「おしゃれ」がなまって「おしゃらく」となったと言われています。

小道具として手拭(豆絞り)や扇を使い、摺り鉦(かね)と締め太鼓、三味線による伴奏で「高砂」「木更津」などの唄に合わせて、手踊りする踊りです。戦前までは小念仏踊りともよばれ、念仏講に由来する関東地方発祥の代表的な農民芸能の一つで、江戸中期以降に旅芸人などを介して流行し、幕末から明治期にかけて盛行して、結婚式などでめでたい席で演じられていました。厳しい農作業に明け暮れた生活の中での娯楽のひとつとして、活気に満ち溢れた当時の暮らしの様子を今に伝える貴重な無形民俗文化財です。

市内では、かつて木下街道沿いの鎌ヶ谷地区にも残っていましたが、現在は軽井沢地区のみに残っており、鎌ヶ谷市おしゃらく踊り保存会(昭和 58 年 1 月結成)により、保存、継承、普及活動が行われています。昭和 61 年 12 月に鎌ヶ谷市の無形民俗文化財に指定されました。



■おしゃらく踊り

資料：市ホームページ「鎌ヶ谷市の文化財」(平成 23 年 11 月 28 日現在)より抜粋

⑤民話・伝説

鎌ヶ谷市に伝わる民話・伝説には、池にまつわる話、狐と狸にまつわる話、禁忌伝承、地名伝承等多数あります。特に、池や湧き水等の「水」に関わる話が各所で多数伝わっていることが特色です。こうした中には、現在は池等の対象となる資源はなくなってしまいましたが、地名として残っていたり、その場に社が建てられたりして、その面影を今に伝えているものがあります。

以下のその代表的なものを示します。

■入道池〔粟野〕

今から 500 年程前、一人の旅僧が粟野の池の畔に庵を結び、朝夕池の水を浴びて苦行の末、仏道を極めたと言います。村人たちはいつしか旅僧を入道様と呼び慕っていました。そして、旅僧が亡くなったとき、村人たちは旅僧の徳を偲び、この池を入道池と呼ぶようになりました。

江戸時代は家畜に水を与える水飼場として使用されていたようですが、次第に埋まってきて小さな溜となりました。その中に小さな島が残っていましたが、それも埋まり、今では池はなく、石宮の弁天様が祀られています。

この地に「入道溜」「入道溜下」という地名が残っているのは、この伝説に関係するものです。

■子は清水〔中沢〕

昔、中沢にきれいな水の湧く清水があり、近くに農家の親子が住んでいました。その父親は毎日野良仕事の帰りには清水の水を飲み、酒を飲んだように酔って家に戻ってきていた。子どもは不思議に思い、ある日その清水を飲んでみたがやはりただの水でした。しかし、父親が飲むと、それはおいしい古酒となりました。そのため、村人たちは、この清水を「親は古酒、子は清水」を呼ぶようになりました。

現在、中沢には「子八清水」という地名が残っています。

■囃子水〔道野辺〕

近くに寄って囃し立てると、それに答えるかのように高く湧き出したことから、囃子水と呼ぶ池があります。

昔、妙連寺に山菜の好きな住職がいて、ある雨降りの日、蓑と笠を身に着けて山菜を取りに行ったところ、誤って足を滑らせ、この囃子水に落ちて亡くなってしまいました。それ以来、この池の側でお題目を唱えと、水が蓑と笠の形に湧いてくると言います。

(3)生活系要素

①住宅地

市内では、新鎌ヶ谷駅や東武鎌ヶ谷駅を中心とした地域及びその両駅を繋ぐ沿線の商業系用途の建築物が建ち並ぶ外側の地域に、住宅地が広がっています。

用途地域で見ると、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域となっており、戸建て住宅や複数階の高さを有した集合住宅等が見られます。

しかし、こうした住宅地の中であって、特に第1種中高層住居専用地域と第1種住居地域の全ての地域には、北側敷地境界において斜線型高さ制限を課した高度地区（第1種高度地区、第2種高度地区）が指定されていることから、低層の戸建て住宅が多く見られます。

一方、市街化調整区域でも、農村集落的あるいはミニ開発的に整備された住宅地も見られます。



■東武鎌ヶ谷住宅地<地区計画地区>(東初富)



■グリーンハイツ(西道野辺)



■中沢東地区<地区計画地区>(富岡)



■市街化調整区域の住宅地(東初富)



■市街化調整区域の住宅地(初富)



■市街化調整区域の住宅(初富)

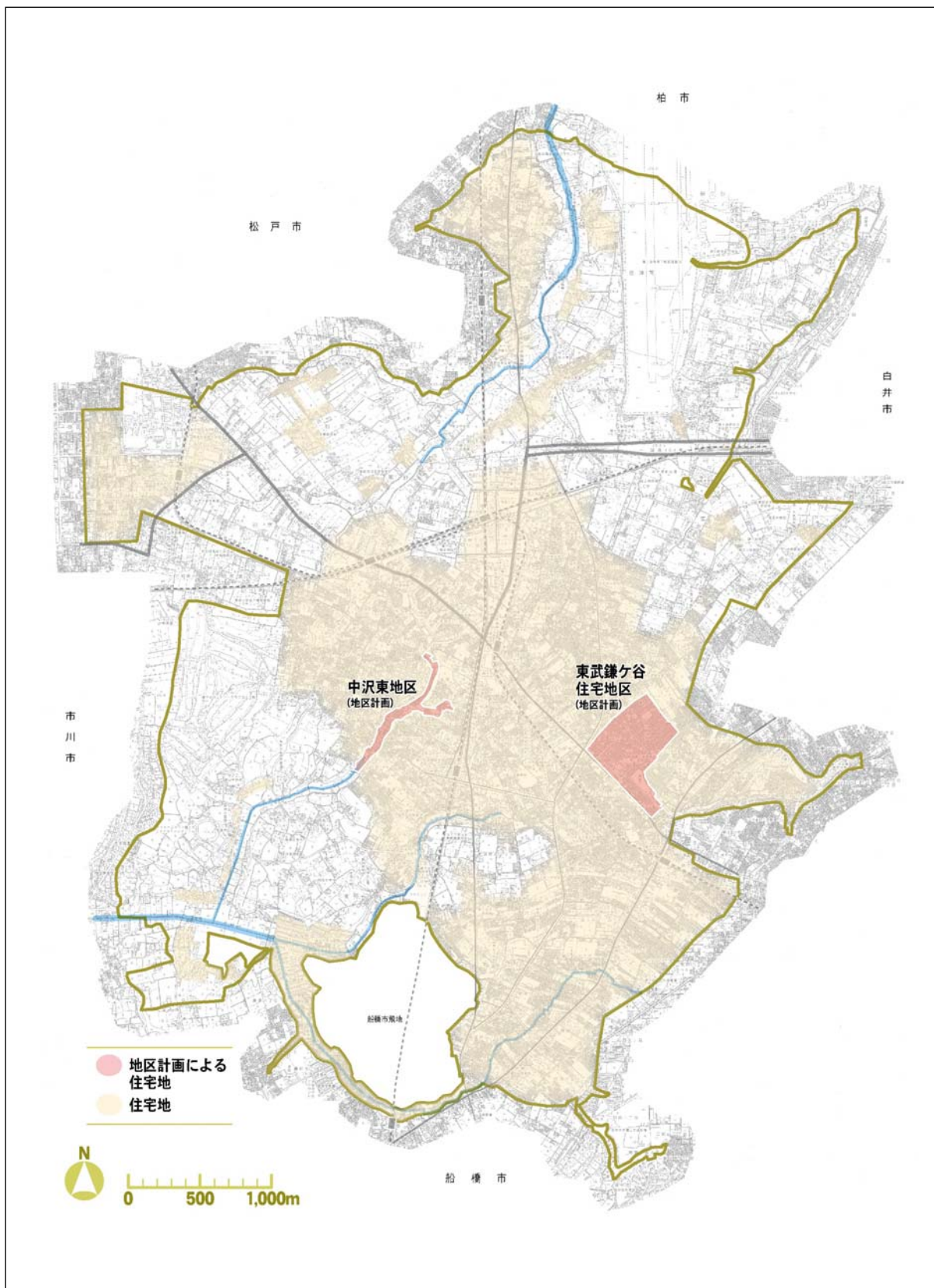


図 主な住宅地(地区計画地区の指定、土地区画整理事業により形成された住宅地)

②公共施設

市内の公共施設を「公共施設再編計画（平成 21 年 2 月、鎌ヶ谷市）」より整理すると下表のようになります（「軽井沢用地」は除く）。

表 公共施設

No.	名称	No.	名称
1	市庁舎	36	市営キャンプ場
2	総合福祉保健センター	37	トレーニングセンター
3	南初富コミュニティセンター	38	東初富テニスコート
4	鎌ヶ谷コミュニティセンター	39	東野少年野球場
5	くぬぎ山コミュニティセンター	40	中沢みんなのスポーツ広場
6	北中沢コミュニティセンター	41	多目的グラウンド（3箇所）
7	道野辺中央コミュニティセンター	42	生涯学習推進センター
8	栗野コミュニティセンター	43	東部学習センター
9	軽井沢地区集会所	44	青少年センター
10	一般廃棄物最終処分場	45	北部公民館
11	福祉作業所	46	南部公民館
12	福祉作業所（第二友和園）	47	東初富公民館
13	こども発達センター（マザーズホーム）	48	図書館
14	中央児童センター	49	消防庁舎
15	南児童センター	50	中央消防署
16	くぬぎ山児童センター	51	くぬぎ山消防署
17	北中沢児童センター	52	鎌ヶ谷消防署
18	児童遊園（17箇所）	53	鎌ヶ谷保育園
19	放課後児童クラブ（8箇所）	54	南初富保育園
20	ふれあい広場	55	栗野保育園
21	社会福祉センター	56	道野辺保育園
22	鎌ヶ谷市営住宅	57	鎌ヶ谷小学校
23	長谷津市営住宅	58	東部小学校
24	栗野市営住宅	59	南部小学校
25	初富市営住宅	60	北部小学校
26	都市公園（159箇所）	61	西部小学校
27	ふれあいの森（8箇所）	62	中部小学校
28	第一学校給食センター	63	初富小学校
29	第二学校給食センター	64	道野辺小学校
30	コミュニティルーム（3箇所）	65	五本松小学校
31	郷土資料館	66	鎌ヶ谷中学校

No.	名称	No.	名称
32	市民体育館	67	第二中学校
33	市営陸上競技場	68	第三中学校
34	市営野球場	69	第四中学校
35	市営庭球場	70	第五中学校

資料：「公共施設再編計画（平成21年2月、鎌ヶ谷市）」より



■市庁舎(新鎌ヶ谷)



■市民体育館(初富)



■生涯学習推進センター(富岡)



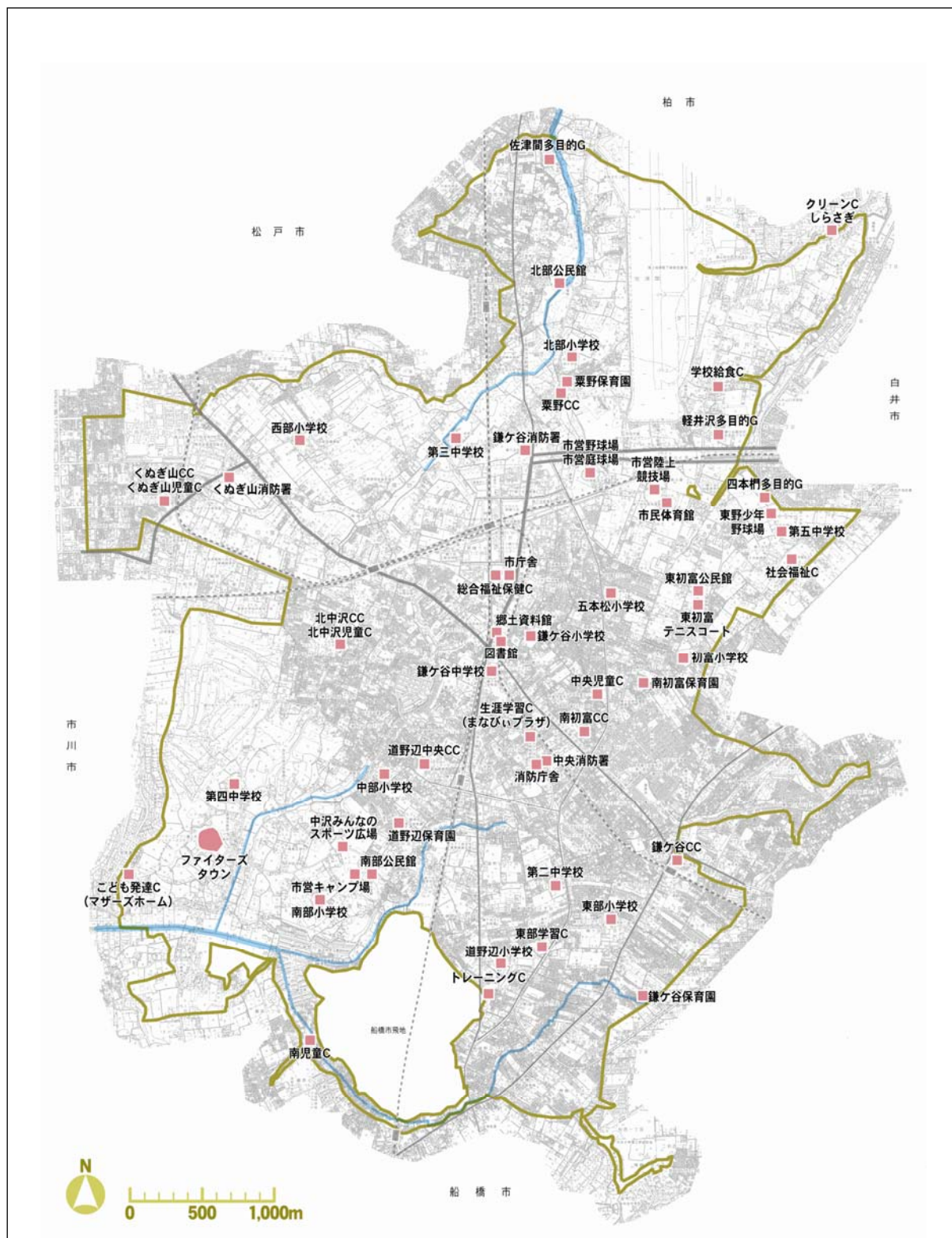
■栗野コミュニティセンター(栗野)



■市営陸上競技場(初富)



■図書館(中央)



※「ファイターズタウン」は、公共施設ではないものの、集客施設として「公共施設」と合わせてプロットする。
 ※「クリーンセンターしらさぎ」は、柏市に位置している(鎌ヶ谷市も利用している)。

図 公共施設

③公園

市内には、公園・児童遊園が176箇所ある。総面積は246,575㎡で市民一人当たり2.28㎡となり、千葉県平均(6.3㎡)に比べて低い値です。

なお、主な公園は、市制記念公園、貝柄山公園等があげられます。特に、貝柄山公園は、大きな池や木々等の豊かな緑により潤いの感じられる公園となっており、また国指定史跡である下総小金中野牧跡に隣接している市を代表する公園となっています。

表 公園

No.	公園名	場所	面積(㎡)
1	市制記念公園	初富 924 他	37,167
2	横上公園	馬込沢 388-11	479
3	五舛蒔第一公園	東道野辺 3-680-4	302
4	五舛蒔第二公園	東道野辺 3-611-57 他 1	216
5	第一新田公園	東初富 3-744-857	3,518
6	第二新田公園	東初富 4-744-843,1862	2,903
7	第三新田公園	東初富 6-542-3 他 5	2,039
8	長谷津公園	中央 2-23-1	1,271
9	長谷津第二公園	中央 2-19-1	1,097
10	三井公園	東初富 5-745-755	1,608
11	丸山児童公園	丸山 2-514-1 他 3	3,814
12	藤台中央公園	西道野辺 16-121	2,421
13	藤台プレイロット NO.1	西道野辺 16-55	608
14	藤台プレイロット NO.2	西道野辺 16-47	450
15	藤台プレイロット NO.3	西道野辺 16-38	599
16	藤台プレイロット NO.4	西道野辺 16-34	424
17	藤台プレイロット NO.5	西道野辺 16-67	1,047
18	藤台プレイロット NO.6	西道野辺 16-88	634
19	藤台プレイロット NO.7	西道野辺 16-77	433
20	藤台プレイロット NO.8	西道野辺 16-188	628
21	藤台プレイロット NO.9	西道野辺 16-117	484
22	本田公園	鎌ヶ谷 4-33-3,7,23	358
23	中ノ峠公園	北中沢 1-1449-17	220
24	藤台第二公園	西道野辺 16-1	2,023
25	藤台プレイロット NO.10	西道野辺 16-204	116
26	藤台プレイロット NO.11	西道野辺 16-208	165
27	西本田公園	鎌ヶ谷 8-448-43	2,240
28	本田第二公園	鎌ヶ谷 1-2-14	152
29	貝柄山公園	初富本町 2-1474 他	40,525
30	木戸脇公園	北中沢 2-1387-46	180
31	上新山公園	東道野辺 7-468-60	157
32	新山公園	東道野辺 6-483-20	1,799

No.	公園名	場所	面積(m ²)
33	富里公園	くぬぎ山 4-1005-3	481
34	豆ヶ台公園	南鎌ヶ谷 4-199-4	338
35	手通公園	東道野辺 5-585 他	12,337
36	北初富公園	初富 89-3	1,589
37	三本櫛公園	東鎌ヶ谷 2-707-5	1,134
38	北下公園	道野辺中央 4-996-66	162
39	井草橋公園	東鎌ヶ谷 3-585-24	2,562
40	井草橋第三公園	東鎌ヶ谷 3-607-55,56	531
41	井草橋第二公園	東鎌ヶ谷 3-575-10 他 3	1,088
42	本田第三公園	鎌ヶ谷 5-66-11	474
43	西本田第三公園	鎌ヶ谷 2-449-8,9,10	101
44	南初富公園	南初富 6-598-2	504
45	井草橋第四公園	東鎌ヶ谷 3-618-12 他 2	417
46	中ノ峠第二公園	北中沢 1-1446-79	302
47	西本田第二公園	鎌ヶ谷 2-455-67	166
48	白子公園	東中沢 1-1464-44	119
49	雛子水公園	道野辺本町 2-925-1 他	5,091
50	市民の森公園	中沢 767-1 他	12,175
51	西ノ砂公園	北中沢 3-1414-50	102
52	南向公園	東道野辺 5-559-52	300
53	丸山第二公園	丸山 1-503-412,418	170
54	豆ヶ台第二公園	南鎌ヶ谷 4-262-11	944
55	第四新田公園	東初富 5-744-864	197
56	五本松公園	南初富 2-886-12	121
57	中ノ峠第三公園	北中沢 1-1448-19	264
58	(仮称)総合運動公園	初富 924 他	29,484
59	南初富第二公園	南初富 3-894-124	114
60	富岡公園	富岡 1-525-120	150
61	外和戸公園	中沢 794-290,291	751
62	東野公園	初富 808-439	360
63	一本櫛公園	鎌ヶ谷 6-79-62,68	94
64	第五新田公園	東初富 5-745-491,530	125
65	瓢箪公園	初富 800-366,176	85
66	中向公園	道野辺 827-8	346
67	右京塚第二公園	右京塚 642-15,17	224
68	右京塚公園	右京塚 627-31 他 4	510
69	谷畑下公園	粟野 626-7	696
70	西本田第四公園	鎌ヶ谷 2-452-17	156
71	外和戸第二公園	中沢 787-5	215
72	谷畑下第二公園	粟野 633-2	604

No.	公園名	場所	面積(m ²)
73	西一文字公園	くぬぎ山 5-13-150	125
74	東中沢公園	東中沢 1-1484-277	160
75	西ノ砂第二公園	北中沢 2-1402-204	106
76	豆ヶ台第三公園	南鎌ヶ谷 2-186-240	131
77	中佐津間公園	中佐津間 1-459-3	137
78	五本松第二公園	南初富 1-881-6	136
79	富里第二公園	くぬぎ山 3-1102-2	56
80	本田第四公園	鎌ヶ谷 1-45-9	171
81	丸山第三公園	丸山 2-503-444	73
82	一本櫛第二公園	鎌ヶ谷 5-75-81	99
83	西本田第五公園	鎌ヶ谷 2-451-37	202
84	南鎌ヶ谷四丁目公園	南鎌ヶ谷 4-191-41 他 2	321
85	東中沢第二公園	東中沢 2-1484-221	52
86	第六新田公園	東初富 3-771-23, 775-7	111
87	丸山二丁目公園	丸山 2-509-29	183
88	木戸脇第二公園	北中沢 2-1396-100 他 2	175
89	北初富第二公園	北初富 343-5, 345-5	54
90	南初富第三公園	南初富 5-648-1460	65
91	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央 1-970-124 他	689
92	富里第三公園	くぬぎ山 2-1020-5	53
93	東初富二丁目公園	東初富 2-825-106	156
94	南初富第四公園	南初富 2-894-172, 17	178
95	北初富第四公園	北初富 341-44	162
96	南初富第五公園	南初富 3-924-2048	34
97	道野辺中央三丁目公園	道野辺中央 3-976-61	130
98	西佐津間一丁目公園	西佐津間 1-208-3	164
99	北向公園	東道野辺 3-745-7	174
100	木戸脇第三公園	北中沢 2-1389-15	54
101	丸山第四公園	丸山 2-505-23, 24, 25 他 3	337
102	三本櫛第二公園	東鎌ヶ谷 2-677-42, 43	80
103	本田第五公園	鎌ヶ谷 1-1-76	50
104	富岡第二公園	富岡 1-526-126	131
105	第七新田公園	東初富 3-788-30	149
106	南初富第六公園	南初富 2-894-183	18
107	丸山第五公園	丸山 2-509-63	159
108	一本櫛第三公園	鎌ヶ谷 7-115-29	52
109	第八新田公園	東初富 5-745-1170	103
110	南初富第七公園	南初富 1-924-2137	47
111	本田第六公園	鎌ヶ谷 4-25-59	202
112	西佐津間二丁目公園	西佐津間 2-197-71	82

No.	公園名	場所	面積(m ²)
113	谷畑公園	粟野字谷畑 572-2	55
114	下新山公園	鎌ヶ谷 9-508-130	41
115	西ノ砂第三公園	北中沢 2-1426-93	211
116	地藏前公園	南鎌ヶ谷 1-324-8	138
117	初富本町一丁目公園	初富本町 1-449-370	186
118	五本松第三公園	南初富 1-873-105	868
119	井草橋第五公園	東鎌ヶ谷 3-633-17 他 2	122
120	中ノ峠第四公園	北中沢 3-1430-93	109
121	南向第二公園	東道野辺五丁目 700-6	153
122	右京塚第三公園	右京塚 630-13	110
123	本田第七公園	鎌ヶ谷四丁目 121-54	30
124	一本櫛第四公園	鎌ヶ谷七丁目 106-31 他	185
125	向山公園	東中沢一丁目 377-60	178
126	下新山第二公園	東道野辺 6 丁目 502-56	176
127	嚙子水第二公園	道野辺字嚙子水 1012-13	104
128	白子第三公園	東中沢 1 丁目 1465-226	189
129	東初富公園	東初富 3 丁目 783-1 他	3,663
130	北初富第三公園	北初富 329 番 29 他	98
131	白子第二公園	東中沢 2 丁目 1465-227	130
132	東中沢第三公園	東中沢 2 丁目 1511-273	1,380
133	下新山第三公園	東道野辺 4 丁目 513-36	126
134	五本松第四公園	南初富 1 丁目 867-154	127
135	道野辺本町公園	道野辺本町 1 丁目 106	2,360
136	富里第四公園	くぬぎ山 2 丁目 1013-3 他 1	134
137	東中沢ふれあい緑道	東中沢 2 丁目 1511-282	8,100
138	向原公園	東中沢 3 丁目 1613	845
139	新堀込公園	東中沢 3 丁目 1614	1,000
140	西ノ砂第四公園	北中沢 2 丁目 1406-28	57
141	東道野辺 3 丁目公園	東道野辺 3 丁目 670-2	324
142	白子第四公園	東中沢 1 丁目 1461-15	12
143	上向公園	東道野辺 2 丁目 917-41	19
144	豆ヶ台第四公園	南鎌ヶ谷 4 丁目 205-56	48
145	西佐津間公園	西佐津間 1 丁目 207-7	8,946
146	東鎌ヶ谷 1 丁目公園	東鎌ヶ谷 1-691-4	183
147	北野公園	初富字北野 277-7	332
148	東野第二公園	東初富 2-822-29	105
149	富栄公園	初富本町 1-449-443	226
150	木戸脇第四公園	北中沢 2 丁目 1394-3	125
151	外和戸第三公園	中沢字外和戸 788-16	150
152	上向原公園	東道野辺四丁目 557-42	120

No.	公園名	場所	面積(m ²)
153	横下公園公園	道野辺字横下 1040 他	1,932
154	くぬぎ山二丁目公園	くぬぎ山二丁目 1058-4	232
155	道野辺本町第二公園	道野辺本町一丁目 941-14	243
156	新鎌ヶ谷四丁目公園	新鎌ヶ谷 4 -928	1,100
157	新鎌ヶ谷三丁目第一公園	新鎌ヶ谷 3-22	2,501
158	葉貫台公園	東道野辺三丁目 650-35	112
159	くぬぎ山一丁目公園	くぬぎ山一丁目 985-29	294
160	中佐津間第二公園	中佐津間一丁目 436-6	223
161	南初富第八公園	南初富四丁目 721-9	209
162	新鎌ヶ谷二丁目公園	新鎌ヶ谷二丁目 100	2,848
163	中ノ峠第五公園	北中沢一丁目 1445 番 81	289
164	新鎌ヶ谷第一号ポケットパーク	新鎌ヶ谷二丁目 103	280
165	くぬぎ山公園	くぬぎ山四丁目 16-129	3,336
166	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷二丁目 20 番 1	10,200
167	新鎌ヶ谷第二号ポケットパーク	新鎌ヶ谷三丁目 126 番	147
168	南鎌ヶ谷一丁目公園	南鎌ヶ谷一丁目 298 番 91	127
169	南初富第九公園	南初富四丁目 647 番 340	137
170	南初富第十公園	南初富二丁目 891 番 37	274
171	北一文字公園	初富字北一文字 19 番 60	115
172	道野辺中央三丁目第二公園	道野辺中央三丁目 1248 番 47	221
173	くぬぎ山二丁目第二公園	くぬぎ山二丁目 1032 番 3	120
174	西佐津間一丁目第二公園	西佐津間一丁目 212-26	137
175	道野辺中央四丁目公園	道野辺本町四丁目 996 番 113	139
176	南鎌ヶ谷四丁目第二公園	南鎌ヶ谷四丁目 214 番 10	154
総数		176 公園	246,575

資料：公園緑地課資料（平成 23 年 3 月現在）



■貝柄山公園



■市制記念公園

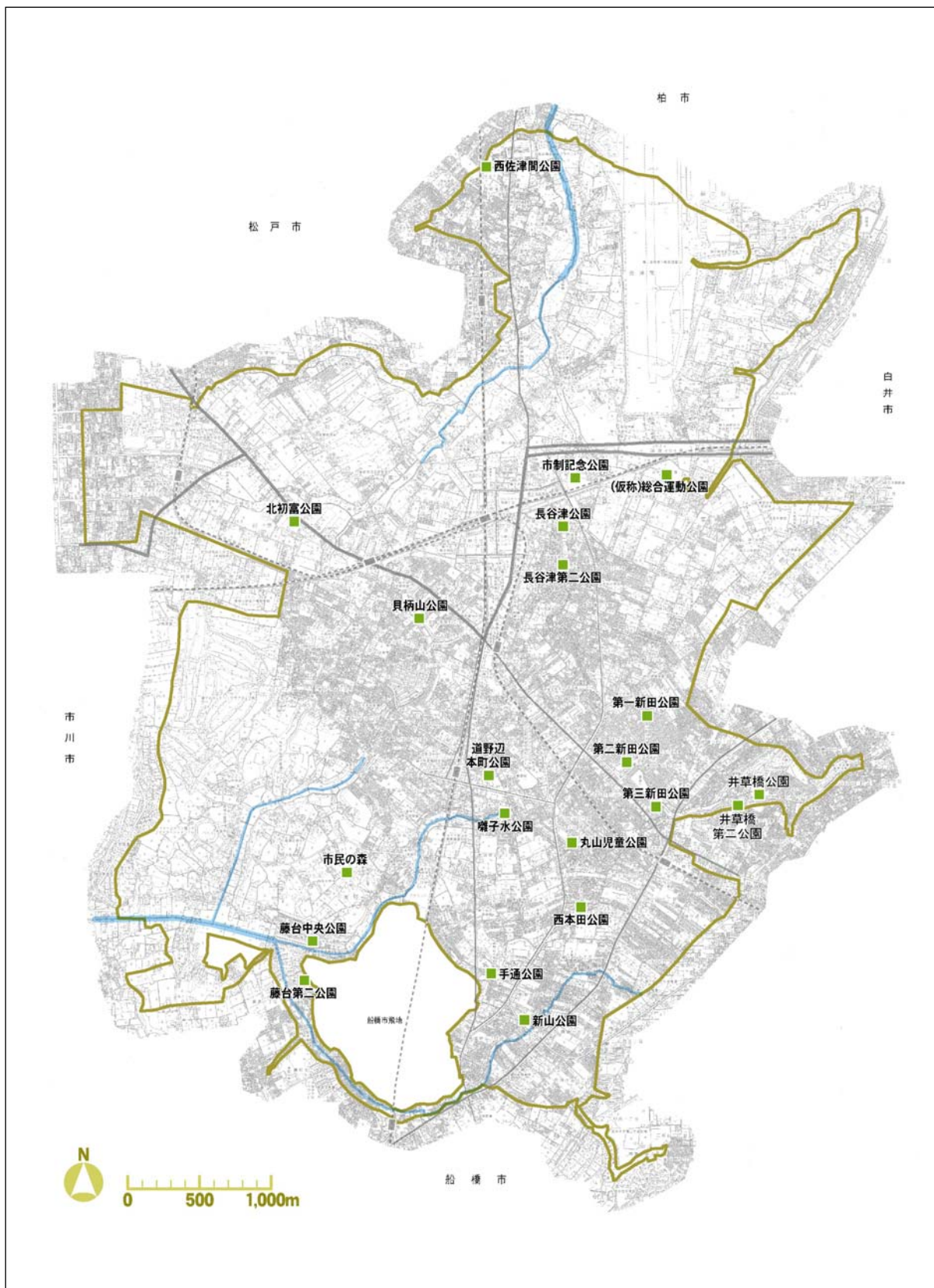


図 公園(主な公園)

④生活道路

土地区画整理事業が行われた新鎌ヶ谷地域や中沢東地域、宅地造成され住宅地として整備された東初富地域等は、比較的幅員の広い道路で構成された住宅地ですが、その他の住宅地では、地形の起伏に影響されて細く曲がりくねった道路で構成されたまちなみが多く見られます。また、比較的古い住宅地では、ブロック塀が多く用いられていることから、狭い道路が一層狭く感じられ、圧迫感が感じられます。



■生活道路(丸山一丁目付近)



■生活道路(東道野辺7丁目付近)

(4)産業系要素

①大規模商業施設

市内で商業・業務系用途の建築物が集積する地域は、新鎌ヶ谷駅周辺、東武鎌ヶ谷駅周辺及び両地域を繋ぐ主要地方道船橋我孫子線や国道 464 号沿道、さらに鎌ヶ谷大仏駅周辺等があげられます。

特に、新鎌ヶ谷駅周辺は、土地区画整理事業により複数の大規模な商業ビルや事務所ビルが建ち並ぶほか、鎌ヶ谷市役所や総合福祉保健センターをはじめ、鎌ヶ谷警察署や鎌ヶ谷総合病院等の公共公益施設が立地する本市の中心的な商業・業務系地域です。

一方、東武鎌ヶ谷駅周辺においては、東武鎌ヶ谷駅東口土地区画整理事業区域では比較的規模の大きな商業ビルや集合住宅等の建設が進み、新しいまちなみが形成されつつあるものの、西口では旧来の商店街が残るなど、駅の東西で異なるまちなみ景観が見られます。

新鎌ヶ谷駅と東武鎌ヶ谷駅を繋ぐ国道 464 号等では駅周辺の開発が進むとともに、飲食店や量販店のロードサイドショップが建ち始め、色彩豊かな建築物や屋外広告物等によるまちなみが形成されつつあります。

表 大規模商業施設(大規模小売店舗*)

No.	名称	場所	店舗面積
1	イオン鎌ヶ谷 S C	新鎌ヶ谷 2-7-1	23,358 m ²
2	アクロスモール新鎌ヶ谷	新鎌ヶ谷 2-12-1	11,688 m ²
3	鎌ヶ谷 S P	富岡 1-1-3	9,225 m ²
4	ヨークタウン東道野辺店	東道野辺 5-16-38	4,757 m ²
5	オリンピック S C	北中沢 1-17-5	4,522 m ²
6	ケーヨーデイツー鎌ヶ谷店	右京塚 2-19	3,000 m ²
7	マルエツ鎌ヶ谷大仏店	東初富 4-35-1	2,070 m ²
8	ちばコープ鎌ヶ谷店	道野辺本町 1-5-1	1,918 m ²
9	P C D E P O T 鎌ヶ谷店	新鎌ヶ谷 4-13-9	1,451 m ²
10	ワンダーグー鎌ヶ谷店	東鎌ヶ谷 1-6-6	1,380 m ²
11	ドラッグストアマツモトキヨシ鎌ヶ谷店	鎌ヶ谷 8-1-52	1,340 m ²
12	ユニクロ新鎌ヶ谷店	初富 928-464	1,302 m ²
13	大野ビル(くすりの福太郎鎌ヶ谷店)	道野辺本町 2-10-25	1,279 m ²
14	ファッションセンターしまむら鎌ヶ谷店	鎌ヶ谷 9-14-28	1,271 m ²
15	マルエツ馬込沢店	東道野辺 7-19-16	1,260 m ²
16	鎌ヶ谷石井ビル(マルヤ南鎌ヶ谷店)	南鎌ヶ谷 2-3	1,255 m ²

資料：全国大型小売店総覧 2012 年版((株)東洋経済新報社)
店舗面積が 1,000 m²を超える大型小売店(大規模小売店舗)



■新鎌ヶ谷駅前



■東武鎌ヶ谷駅前(東口)



■主要地方道船橋我孫子線沿道のショッピングセンター



■船橋我孫子バイパス沿道のショッピングセンター

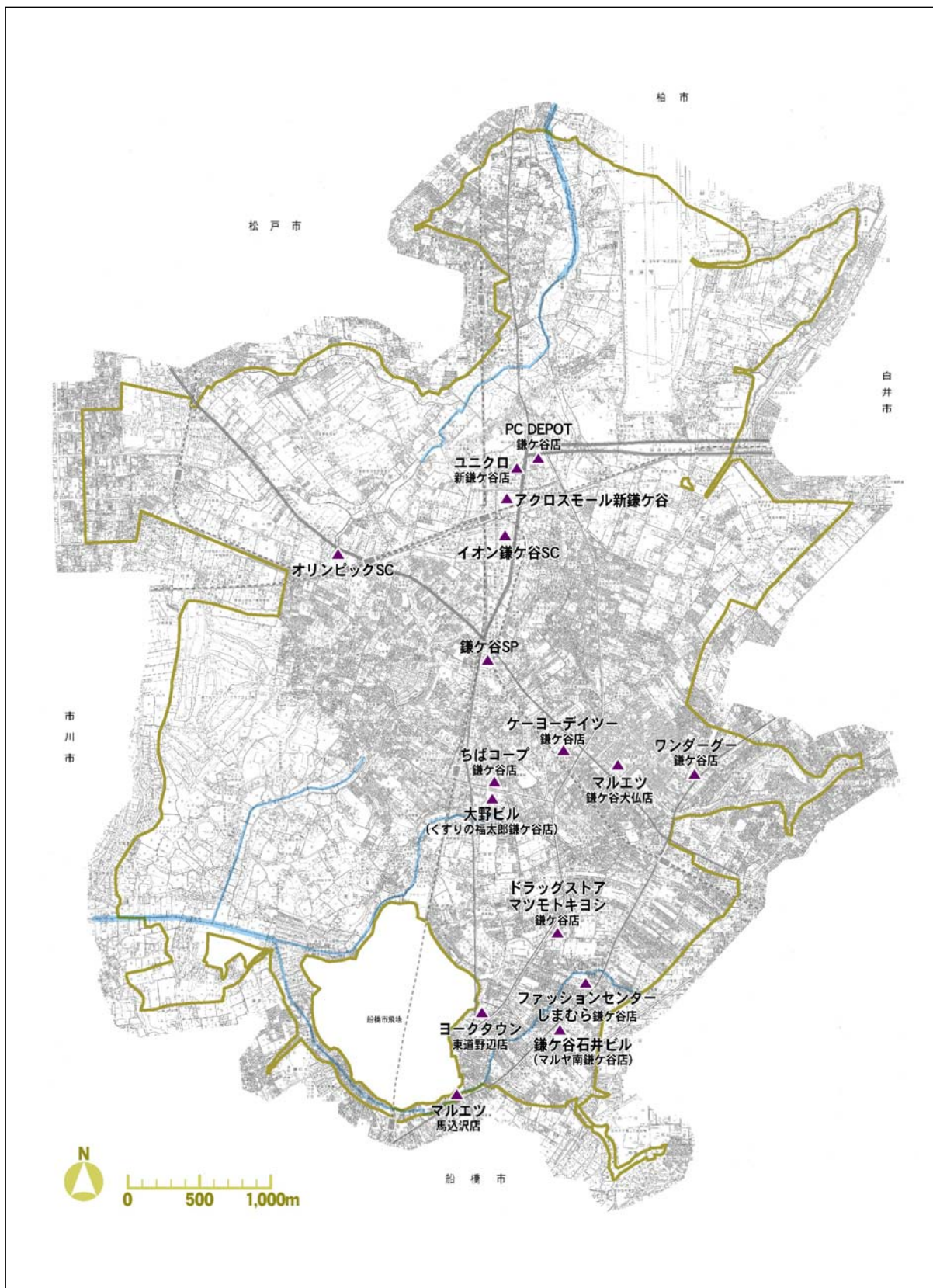


図 大規模商業施設

②商店・商店街

東武鎌ヶ谷駅周辺では、東口で土地区画整理事業が実施され、大規模な商業施設や事務所ビルが建ち始めている一方で、西口にあった個人商店の廃業が進み、連続した商店街としてのまちなみ景観が失われつつあります。

一方、主要地方道船橋我孫子線や千葉鎌ヶ谷松戸線の沿道には、飲食店や量販店等のロードサイドショップに並び、多数の個人商店も建っており、地域住民の日常の生活空間ともなっています。

また、そうした幹線道路から一步なかに入った細い道路に面しても、クリーニング店や酒屋等の商店が所々に見られ、生活観の感じられる景観が見られます。



■東武鎌ヶ谷駅西口の商店



■主要地方道船橋我孫子線沿道の商店

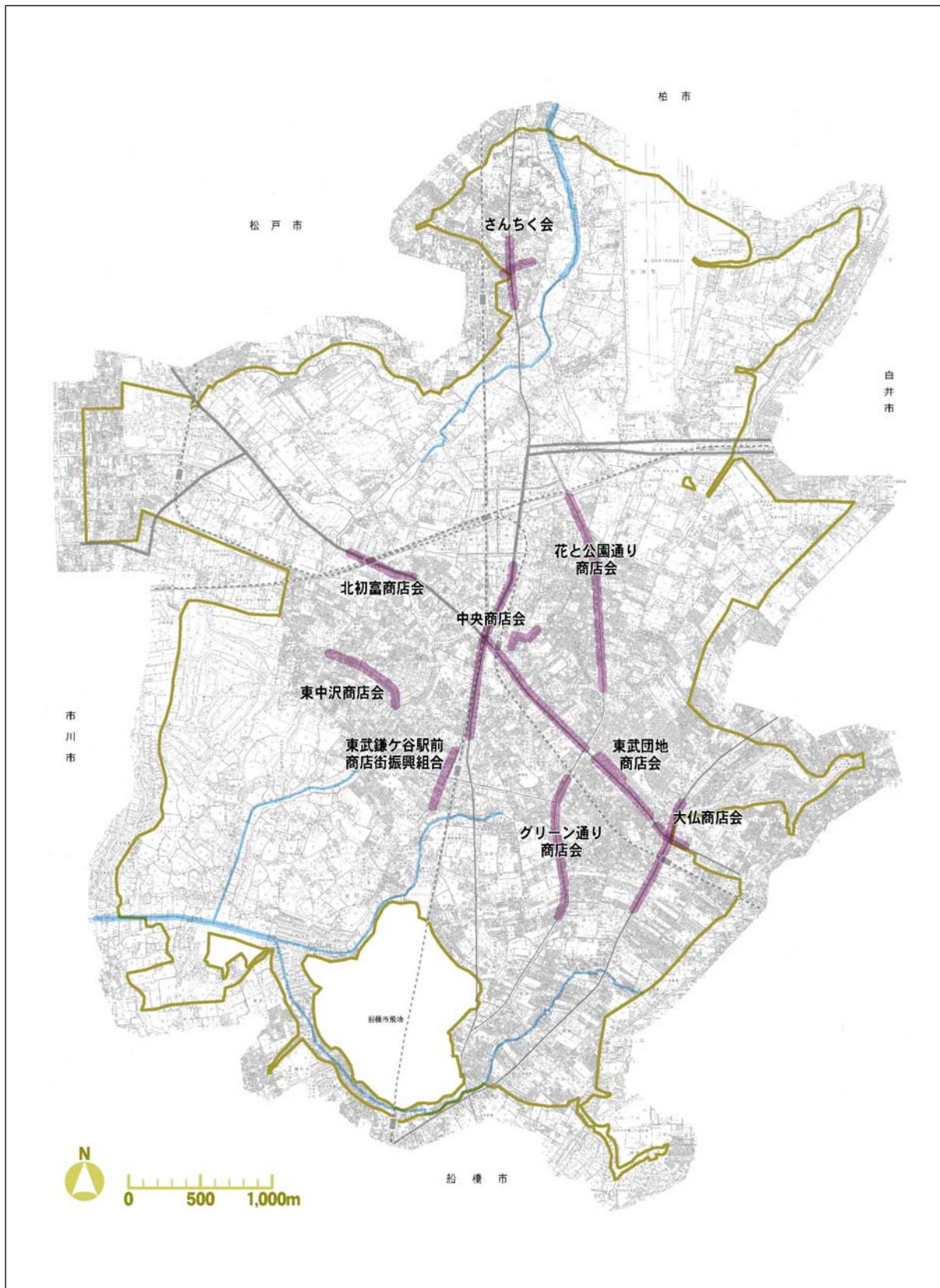


図 商店会等

資料：HP：NPO 法人かまがや地域情報の窓「鎌ヶ谷市の商店会」より

③幹線道路

市内の幹線道路は、国道 464 号をはじめ、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線、船橋我孫子線等が該当し、市内外からの自動車交通等を担っています。拡幅整備が行われている箇所が一部であるものの、未整備区間もあり一部で交通渋滞の要因にもなっています。

国道 464 号や土地区画整理事業が進む新鎌ヶ谷駅周辺においては、車道や歩道の幅員が比較的広く、また歩道舗装が景観面から素材や色彩に配慮され、さらに無電柱化が進むなど工夫されているものの、その他の区間では、素材や色彩面での配慮が行き届いていない箇所も見られます。



■国道 464 号



■主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線

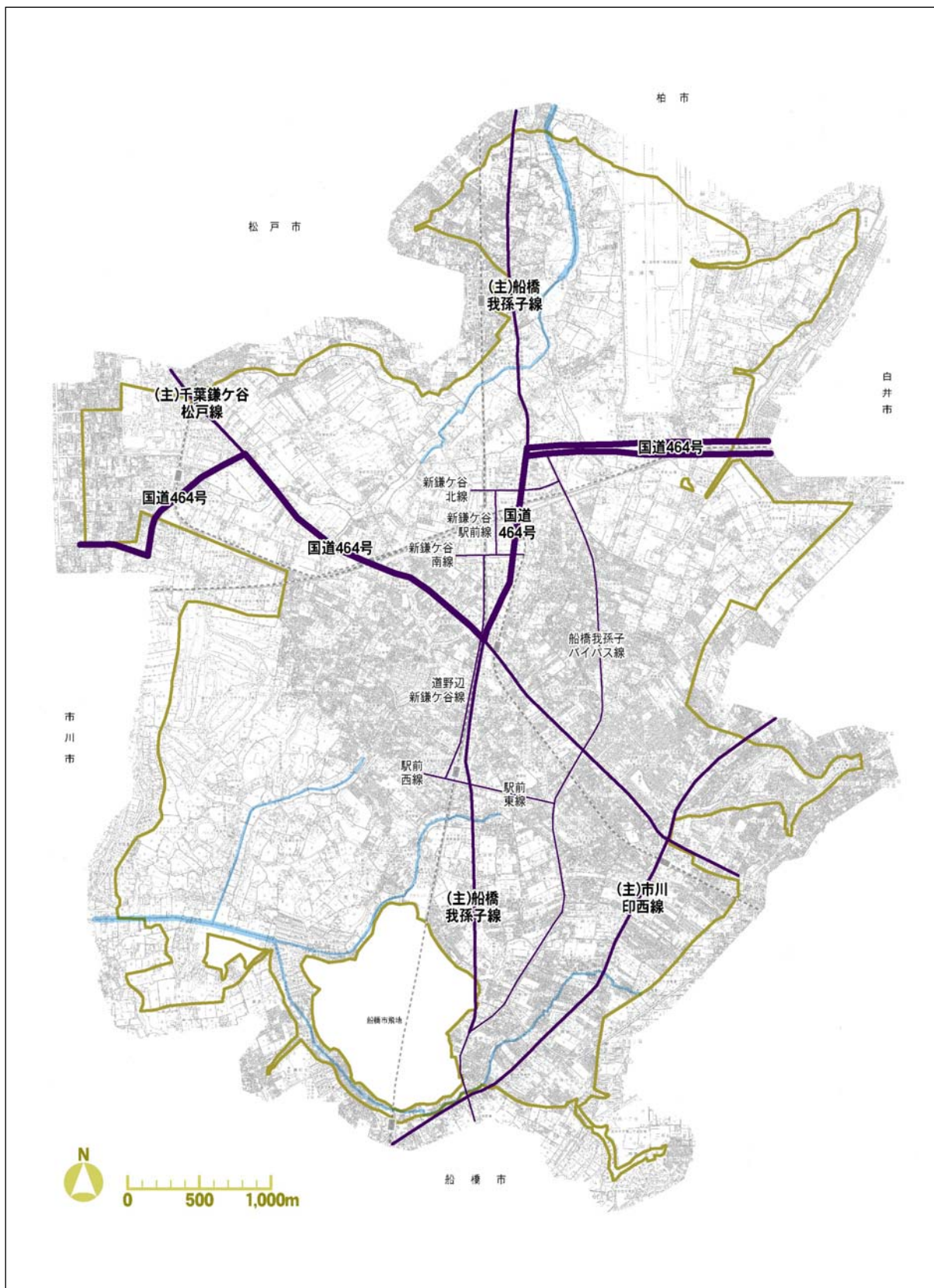


図 主要幹線道路

④鉄道・駅

市内には、東武野田線、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線の鉄道4路線が乗り入れ、新鎌ヶ谷駅、初富駅、東武鎌ヶ谷駅、鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅、また行政界に隣接している六実駅、馬込沢駅を含めて8駅があります。

現在市内中央では交通渋滞の緩和を図るため、鉄道の連続立体交差化が進められています。既に東武鎌ヶ谷駅周辺から新鎌ヶ谷駅周辺を結ぶ東武鉄道野田線については事業が完了していますが、新京成電鉄の区間である北初富駅周辺から新鎌ヶ谷駅を含む初富駅周辺までの区間については現在事業中です。

一方、新鎌ヶ谷駅は、複数の路線が乗り入れ、また周辺の土地区画整理事業が進むとともに、市役所をはじめとした公共施設や多数の大規模商業店舗等が集まることで、本市の新しい「顔」としてのにぎわいと活気が感じられる景観になりつつあります。



■新鎌ヶ谷駅(新鎌ヶ谷)



■東武鎌ヶ谷駅(道野辺本町)

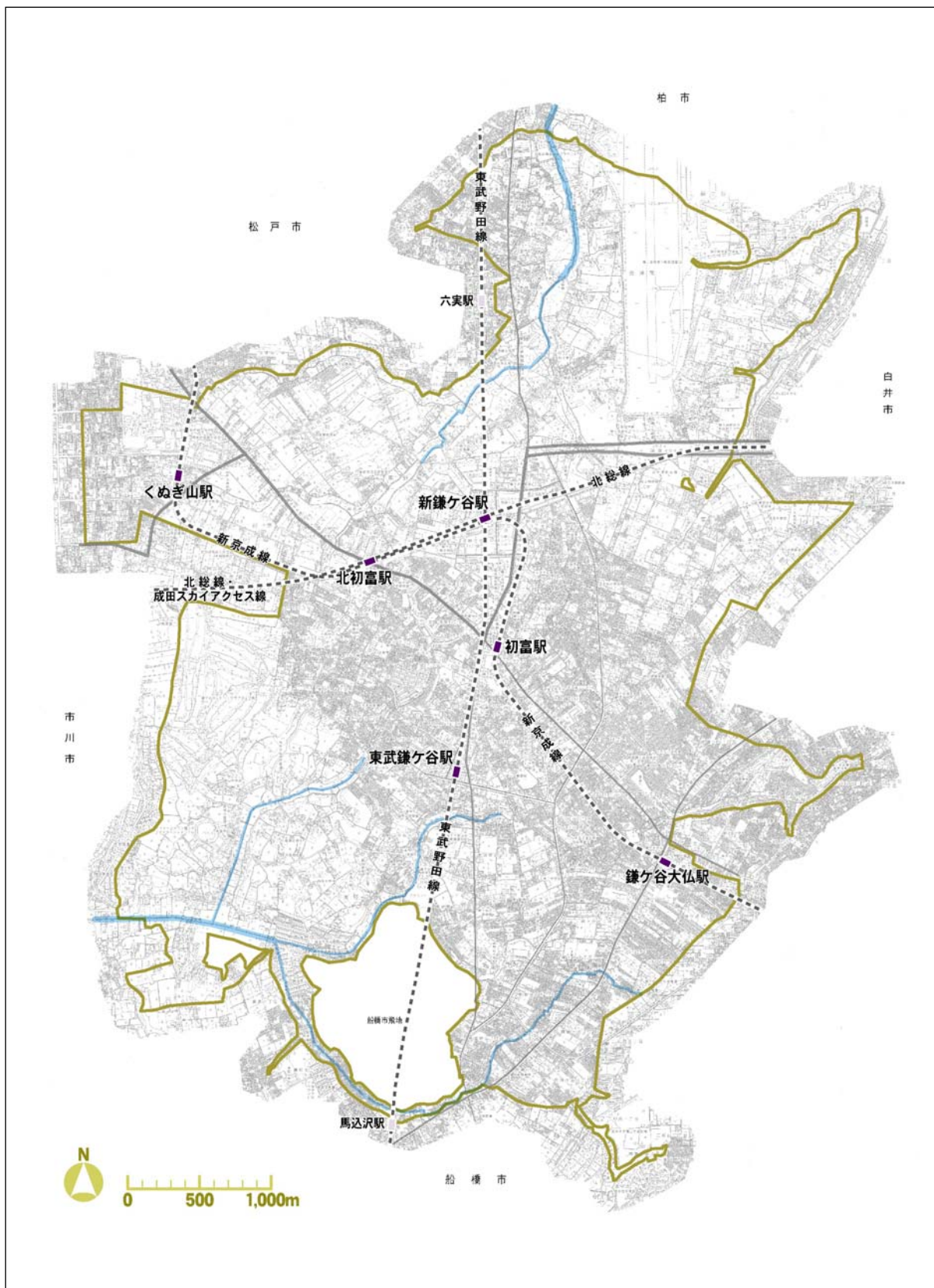


図 鉄道と駅